

令和 8 年 第 2 回  
筑紫野市議会定例会

# 提案内容補足説明書

筑 紫 野 市

令和 8 年 2 月 2 5 日提案

(余白)

令和8年第2回筑紫野市議会定例会議案提案内容補足説明目次

報告第	1号	専決処分の承認について（令和7年度筑紫野市一般会計補正予算 （第9号）） -----	5
報告第	2号	専決処分の承認について（令和7年度筑紫野市水道事業会計補正 予算（第3号）） -----	7
議案第	2号	福岡県市町村職員退職手当組合を組織する地方公共団体の数の減 少及び規約の変更について -----	9
議案第	3号	筑紫野市職員等の旅費に関する条例及び証人等の実費弁償に関す る条例の一部を改正する条例の制定について -----	13
議案第	4号	筑紫野市犯罪被害者等支援条例の制定について -----	27
議案第	5号	筑紫野市地域コミュニティ推進条例の一部を改正する条例の制定 について -----	29
議案第	6号	筑紫野市国民健康保険税条例の一部を改正する条例の制定につい て -----	31
議案第	7号	筑紫野市保育所設置条例の一部を改正する条例の制定について --	41
議案第	8号	筑紫野市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める 条例の一部を改正する条例の制定について -----	43
議案第	9号	筑紫野市特定乳児等通園支援事業の運営に関する基準を定める条 例の制定について -----	49
議案第	10号	筑紫野市特別職の職員の給与等に関する条例及び筑紫野市特別会 計条例の一部を改正する条例の制定について -----	51
議案第	11号	筑紫野市介護保険条例の一部を改正する条例の制定について ----	59
議案第	12号	筑紫野市放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を 定める条例の一部を改正する条例の制定について -----	61

議案第 1 3 号	前畑遺跡保存活用計画策定委員会設置条例の制定について -----	6 3
議案第 1 4 号	筑紫野市火入れに関する条例の一部を改正する条例の制定につい て -----	6 5
議案第 1 5 号	辺地に係る公共的施設の総合整備計画について -----	6 7
議案第 1 6 号	字の区域及び名称の変更について -----	6 9
議案第 1 7 号	水道の給水協定に関する協議について -----	7 1
議案第 1 8 号	下水道の排水協定の変更に関する協議について -----	7 3
議案第 1 9 号	令和 7 年度筑紫野市一般会計補正予算（第 1 0 号）について ----	7 5
議案第 2 0 号	令和 7 年度筑紫野市国民健康保険事業特別会計補正予算（第 4 号） について -----	7 7
議案第 2 1 号	令和 7 年度筑紫野市介護保険事業特別会計補正予算（第 4 号）に ついて -----	7 9
議案第 2 2 号	令和 7 年度筑紫野市二日市財産区特別会計補正予算（第 1 号）に ついて -----	8 1
議案第 2 3 号	令和 7 年度筑紫野市御笠財産区特別会計補正予算（第 1 号）につ いて -----	8 3
議案第 2 4 号	令和 7 年度筑紫野市平等寺山財産区特別会計補正予算（第 1 号） について -----	8 5
議案第 2 5 号	令和 7 年度筑紫野市水道事業会計補正予算（第 4 号）について --	8 7
議案第 2 6 号	令和 7 年度筑紫野市下水道事業会計補正予算（第 3 号）について-	8 9

## 提案内容補足説明書

報告番号 第1号

選挙管理委員会事務局

議案名 専決処分の承認について（令和7年度筑紫野市一般会計補正予算（第9号））

（ 説 明 ）

令和8年1月23日（金）に衆議院が解散し、令和8年2月8日（日）に衆議院議員総選挙が執行されることとなりました。

これに伴い、選挙執行に係る経費が必要となったことから、令和8年1月23日（金）に専決処分を行った令和7年度筑紫野市一般会計補正予算（第9号）について承認をお願いするものです。

主な経費として、投開票に係る管理者及び立会人の報酬や事務従事者手当等の人件費、選挙執行に係る委託料等、33,038千円の補正増を行ったところです。

(余白)

## 提案内容補足説明書

報告番号 第2号

環境経済部 上下水道料金総務課

議案名 専決処分の承認について（令和7年度筑紫野市水道事業会計補正予算（第3号））

（ 説 明 ）

令和7年9月からの少雨傾向による渇水のため、夜間断水を行う可能性があり、それに従事する職員の時間外勤務手当の人件費として20,345千円が必要となることから、令和8年2月6日（金）に専決処分を行った令和7年度筑紫野市水道事業会計補正予算（第3号）について承認をお願いするものです。

(余白)

# 提案内容補足説明書

議案番号 第2号

企画政策部 人事課

議案名 福岡県市町村職員退職手当組合を組織する地方公共団体の数の減少及び規約の変更について

( 説 明 )

本件は、福岡県市町村職員退職手当組合（以下「組合」といいます。）を組織する地方公共団体の数を減少させるとともに、組合格約を変更するために、地方自治法（昭和22年法律第67号）第286条第1項の規定により関係地方公共団体の協議を行い、同法第290条の規定により議会の議決を求めるものです。

久留米市外三市町高等学校組合が令和8年3月31日で解散することに伴い、組合を脱退するため構成団体数が1減少し、また、令和8年4月1日に久留米広域市町村圏事務組合の名称を変更するものです。

## 【構成団体数】

構成団体種別	R7年度	R8年度
市	17	17
町	23	23
村	2	2
一部事務組合	36	35
広域連合	1	1
合計	79	78

## 【名称変更】

(変更前) 久留米広域市町村圏事務組合 → (変更後) 久留米広域消防組合

新旧対照表：別紙のとおり

福岡県市町村職員退職手当組合規約新旧対照表

新	旧
別表第1(第2条関係)	別表第1(第2条関係)
(略)	(略)
<p>糟屋郡 宇美町, 篠栗町, 志免町, 須恵町, 新宮町, 粕屋町, 久山町, 糟屋郡自治会館組合, 古賀高等学校組合, 糟屋郡篠栗町外一市五町財産組合, 北筑昇華苑組合, 粕屋南部消防組合, 粕屋北部消防組合, 須恵町外二ヶ町清掃施設組合</p>	<p>粕屋郡 宇美町, 篠栗町, 志免町, 須恵町, 新宮町, 粕屋町, 久山町, 粕屋郡自治会館組合, 古賀高等学校組合, 粕屋郡篠栗町外一市五町財産組合, 北筑昇華苑組合, 粕屋南部消防組合, 粕屋北部消防組合, 須恵町外二ヶ町清掃施設組合</p>
(略)	(略)
<p>三井郡 大刀洗町 _____, 両筑衛生施設組合</p>	<p>三井郡 大刀洗町, 久留米市外三市町高等学校組合, 両筑衛生施設組合</p>
(略)	(略)
<p>その他 福岡県市町村消防団員等公務災害補償組合, 福岡県自治会館管理組合, 筑紫野太宰府消防組合, 春日・大野城・那珂川消防組合, 筑紫野・小郡・基山清掃施設組合, 筑慈苑施設組合, 福岡県介護保険広域連合, うきは久留米環境施設組合, 玄界環境組合, 宗像地区事務組合, 柳川みやま土木組合, 有明生活環境施設組合, 久留</p>	<p>その他 福岡県市町村消防団員等公務災害補償組合, 福岡県自治会館管理組合, 筑紫野太宰府消防組合, 春日・大野城・那珂川消防組合, 筑紫野・小郡・基山清掃施設組合, 筑慈苑施設組合, 福岡県介護保険広域連合, うきは久留米環境施設組合, 玄界環境組合, 宗像地区事務組合, 柳川みやま土木組合, 有明生活環境施設組合, 久留</p>

新		旧	
米広域消防組合		米広域市町村圏事務組合	
別表第2(第5条関係)		別表第2(第5条関係)	
選挙区		選挙区	
組合市 町村の 長のう ちから 選挙す べき議 員の数	組合市 町村の 議会の 議長の うちか ら選挙 すべき 議員の 数	組合市 町村の 長のう ちから 選挙す べき議 員の数	組合市 町村の 議会の 議長の うちか ら選挙 すべき 議員の 数
(略)		(略)	
第4 区	大刀洗町 大木町 広川町 衛生施設組合 八女地区消防組合 久留米広域消防組合	第4 区	大刀洗町 大木町 広川町 久留米 米市外三市町高等学校組合 両筑 衛生施設組合 八女地区消防組合 久留米広域市町村圏事務組合
(略)		(略)	

(余白)

# 提案内容補足説明書

(NO1)

議案番号 第3号

企画政策部 人事課

議案名 筑紫野市職員等の旅費に関する条例及び証人等の実費弁償に関する条例の一部を改正する条例の制定について

( 説 明 )

交通体系の多様化、宿泊料金の変動等の社会経済情勢の変化に対応するため、令和7年4月に国家公務員の旅費制度が改正されたことに伴い、本市職員等の旅費制度についても、国家公務員の制度との均衡を踏まえ、その内容に準じた制度に見直しを行うため、関係する条例の整備を行うものです。

(主な改正内容)

1. 筑紫野市職員等の旅費に関する条例

(1) 鉄道賃における新幹線等の利用の柔軟化

急行料金適用の距離要件を廃止し、公務のために必要な場合に支給する。

	現行	改正後
・普通急行列車運行路線	片道 50km 以上	廃止
・特別急行列車運行路線 ・座席指定料金	片道 100km 以上	廃止

(2) 旅費の種類の見直し及び日当の廃止

【旅費の種目】

現行		改正後	
種目	支給内容	種目	支給内容
鉄道費	実費	鉄道費	実費
船賃	実費	船賃	実費
航空費	実費	航空費	実費
車賃	実費	その他交通費	実費
日当	定額 宿泊時 2,200 円/日	(廃止)	
宿泊料	定額 12,000 円/泊	宿泊費	上限つき実費 (規則で定める)
(新設)		包括宿泊費	実費 (パック旅行時の旅費種目)
(新設)		宿泊手当	定額 (規則で定める)

## (3) 旅費の返納に関する取り扱い

条例や規則に基づく命令の規定に違反して旅費の支給又は旅費に相当する金額の支払いを受けた場合、当該旅費等を返納させなければならない。

また、返納の方法として、給与又は旅費の額から旅費相当額を差し引くことができるよう規定する。

## 2. 証人等の実費弁償に関する条例

日当の廃止に伴い、第2条第2項ただし書を削除するもの

新旧対照表：別紙のとおり

筑紫野市職員等の旅費に関する条例新旧対照表(第1条関係)

新	旧
<p>目次</p> <p>第1章 総則(第1条―第8条)</p> <p>第2章 国内旅行の旅費(第9条―第15条)</p> <p>第3章 外国旅行の旅費(第16条)</p> <p>第4章 雑則(第17条―第21条)</p> <p>附則</p> <p>(用語の意義)</p> <p>第2条 この条例において次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。</p> <p>(1) 職員等 地方公務員法(昭和25年法律第261号。以下「法」という。)第3条に定める特別職及び一般職に属する職員並びに職員以外で筑紫野市(以下「市」という。)の機関が依頼した者をいう。</p> <p>(2)～(6) (略)</p> <p>(7) 旅行役務提供者 旅行者(旅行業法(昭和27年法律第239号)第6条の4第1項に規定する旅行者をいう。)その他の規則で定める者(以下この号において「旅行者等」という。)であって、市と旅行役務提供契約(旅行者等が市に対して旅行に係る役務を旅行者に提供することを約し、かつ、市が当該旅行者等に対して当該旅行に係る旅費に相当する金額を支払うことを約する契約をいう。次条第7項において同じ。)を締結した</p>	<p>(新設)</p> <p>(用語の意義)</p> <p>第2条 この条例において次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。</p> <p>(1) 職員等 地方公務員法(昭和25年法律第261号。以下「法」という。)第3条に定める特別職及び一般職に属する職員並びに職員以外で市の機関が依頼した者をいう。</p> <p>(2)～(6) (略)</p> <p>(新設)</p>

新	旧
<p>ものをいう。</p> <p>(旅費の支給)</p> <p>第3条 職員等が旅行した場合には、当該職員等に対し、旅費を支給する。</p> <p>2 職員等又は遺族が次の各号のいずれかに該当する場合には、当該各号に掲げる者に対し旅費を支給する。</p> <p>(1)・(2) (略)</p> <p>3・4 (略)</p> <p>5 第1項、第2項及び前項の規定により旅費の支給を受けることができる者が、次条第3項の規定により旅行命令又は旅行依頼(以下「旅行命令等」という。)の変更(取消しを含む。同項及び同条第4項並びに第5条において同じ。)を受け、又は死亡した場合その他規則で定める場合には、当該旅行のため既に支出した金額が、当該金額のうちその者の損失となる金額又は支出を要する金額で、規則で定めるものを旅費として支給することができる。</p> <p>6 第1項、第2項及び第4項の規定により旅費の支給を受けることができる者が、旅行中交通機関等の事故又は天災その他の事情により概算払を受けた旅費額(概算払を受けなかった場合には概算払を受けることができた旅費額に相当する額)の全部又は一部を喪失した場合には、その喪失した旅費額の範囲内で規則で定めるものを旅費として____支給することができる。</p>	<p>(旅費の支給)</p> <p>第3条 職員等が出張した場合には、当該職員等に対し、旅費を支給する。</p> <p>2 職員等又は遺族が次の各号の一に該当する場合には、当該各号に掲げる者に対し旅費を支給する。</p> <p>(1)・(2) (略)</p> <p>3・4 (略)</p> <p>5 _____旅費の支給を受けることができる者が、その出発前に旅行命令又は旅行依頼(以下「旅行命令等」という。)を変更(取消を含む。以下同じ。)された場合において当該旅行のため既に支出した金額があるときは、当該金額のうちその者の損失となった金額で、規則で定めるものを旅費として支給することができる。</p> <p>6 第1項、第2項及び第4項の規定により旅費の支給を受けることができる者が、旅行中交通機関等の事故又は天災その他の事情により概算払を受けた旅費額(概算払を受けなかった場合には概算払を受けることができた旅費額に相当する額)の全部又は一部を喪失した場合には、その喪失した旅費額の範囲内で規則で定めるものを旅費としてこれを支給することができる。</p>

新	旧
<p>7 第1項、第2項、第4項及び第5項に規定する場合において、市が旅行役務提供契約に基づき旅行役務提供者に支払うべき金額があるときは、これらの項に規定する者に対する旅費の支給に代えて、当該旅行役務提供者に対し、当該金額を旅費に相当するものとして支払うことができる。</p> <p>(旅行命令) 第4条 (略)</p> <p>2 (略)</p> <p>3 旅行命令権者は、既に発した旅行命令等の変更を必要があるとする認められる場合には、自ら又は次条第1項若しくは第2項の規定による旅行者の申請に基づき、その変更をすることができる。</p> <p>4 旅行命令権者は、旅行命令等を生じ、又はその変更をするには旅行命令簿に当該旅行に関する事項の記載又は記録をし、当該事項を当該旅行者に通知しなければならない。ただし、旅行命令簿に当該事項の記載又は記録をする暇がない場合には、この限りでない。</p> <p>5 前項ただし書の規定により旅行命令簿に記載又は記録をしなければならぬ場合には、できるだけ速やかに旅行命令簿に同項に定める事項の記載又は記録をしなければならない。</p> <p>6 (略)</p> <p>(旅行命令に従わない旅行)</p>	<p>(新設)</p> <p>(旅行命令) 第4条 (略)</p> <p>2 (略)</p> <p>3 旅行命令権者は、既に発した旅行命令等を変更する必要があると認められる場合には、自ら又は次条第1項若しくは第2項の規定による旅行者の申請に基づきこれを変更することができる。</p> <p>4 旅行命令権者は、旅行命令等を生じ、又はこれを変更するには旅行命令簿に当該旅行に関する事項を掲載し、これを当該旅行者に提示しなければならない。ただし、旅行命令簿に当該旅行に関する事項を記載し、これを提示する暇がない場合には口頭により旅行命令等を生じ、又は変更することができる。</p> <p>5 旅行命令権者は、口頭により旅行命令等を生じ、又は変更した場合にはできるだけ速やかに旅行命令簿に当該旅行に関する事項を記載し、これを当該旅行者に提示しなければならない。</p> <p>6 (略)</p> <p>(旅行命令に従わない旅行)</p>

新	旧
<p>第5条 旅行者は、公務上の必要又は天災その他やむを得ない事情により旅行命令等(前条第3項の規定により変更を受けた旅行命令等を含む。以下この条において同じ。)に従って、旅行すること が出来ない場合にはあらかじめ旅行命令権者に旅行命令等の変更の申請をしなければならぬ。</p> <p>2・3 (略)</p> <p>(旅費の種類)</p> <p>第6条 旅費の種類は、鉄道賃、船賃、航空賃その他の交通費、宿泊費、包括宿泊費及び宿泊手当とする。</p> <p>(鉄道賃)</p> <p>第9条 鉄道賃の額は、次の各号に規定する旅客運賃(以下この条において「運賃」という。)、急行料金及び座席指定料金並びに寝台料金並びにこれらの費用に付随する費用による。</p> <p>(1) 乗車に要する運賃</p> <p>(2) 急行料金を徴する列車を運行する線路による旅行の場合には、前号に規定する運賃のほか、急行料金は、前号に規定する運賃のほかに、急行料金を徴する客車を運行する線路による旅行をする場合には、第1号に規定する運賃及び前号に規定する急行料金のほか、座席指定料金</p> <p>(4) 寝台料金を徴する客車を運行する線路による旅行をする場合には、第1号に規定する運賃、第2号に規定する急行料金及び</p>	<p>第5条 旅行者は、公務上の必要又は天災その他やむを得ない事情により旅行命令等(前条第3項の規定により変更された旅行命令等を含む。以下本条において同じ。)に従って、旅行することが出来ない場合にはあらかじめ旅行命令権者に旅行命令等の変更の申請をしなければならぬ。</p> <p>2・3 (略)</p> <p>(旅費の種類)</p> <p>第6条 旅費の種類は、鉄道賃、船賃、航空賃、車賃、日当及び宿泊料とする。</p> <p>(鉄道賃)</p> <p>第9条 鉄道賃は、鉄道旅行について路程に応じ旅客運賃、急行料金及び座席指定料金を支給する。</p>

新	旧
<p>前号に規定する座席指定料金のほか、寝台料金</p> <p>(5) 前各号に掲げる費用に付随する費用</p> <p>2 前項第2号に規定する急行料金及び同項第3号に規定する座席指定料金は、旅行命令等に従った場合に特別急行列車又は普通急行列車を実際に利用することができるときに限り、支給する。</p>	<p>2 急行料金は、次の各号に定めるところにより支給する。</p> <p>(1) 普通急行列車を運行する線路による旅行で片道50キロメートル以上の場合</p> <p>(2) 特別急行列車を運行する線路による旅行で片道100キロメートル以上の場合</p> <p>3 座席指定料金は、急行列車を運行する線路による旅行で片道100キロメートル以上の場合に限り支給する。</p> <p>(船賃)</p> <p>第10条 船賃の額は、現に支払った旅客運賃による。</p>
<p>(船賃)</p> <p>第10条 船賃の額は、次の各号に規定する旅客運賃(はしけ賃及びび棧橋賃を含む。以下この条において「運賃」という。)及び寝台料金並びに座席指定料金並びにこれらの費用に付随する費用による。</p> <p>(1) 運賃の等級を3階級に区分する船舶による旅行の場合には、中級の運賃</p> <p>(2) 運賃の等級を2階級に区分する船舶による旅行の場合には、上級の運賃</p> <p>(3) 運賃の等級を設けない船舶による旅行の場合には、その乗船に要する運賃</p>	<p>(船賃)</p> <p>第10条 船賃の額は、現に支払った旅客運賃による。</p>

新	旧
<p>(4) <u>公務上の必要により別に寝台料金を必要とした場合には、前3号に規定する運賃のほか、現に支払った寝台料金</u></p> <p>(5) <u>座席指定料金を徴する船舶を運行する航路による旅行をする場合には、前各号に規定する運賃及び料金のほか、座席指定料金</u></p> <p>(6) <u>前各号に掲げる費用に付随する費用</u></p> <p>(航空賃)</p> <p>第11条 <u>航空賃の額は、次の各号に規定する旅客運賃及び座席指定料金並びにこれらの費用に付随する費用による。</u></p> <p>(1) <u>搭乗に要する運賃</u></p> <p>(2) <u>座席指定料金を徴する場合には、前号に掲げる運賃のほか、座席指定料金</u></p> <p>(3) <u>前2号に掲げる費用に付随する費用</u></p> <p>2 前項第1号に掲げる運賃の額の上限は、<u>運賃の等級が区分された航空機により移動する場合には、最下級の運賃の額とする。</u></p> <p>(その他の交通費)</p> <p>第12条 <u>その他の交通費は、鉄道、船舶及び航空機以外を利用する移動に要する費用とし、その額は、次に掲げる費用(第2号及び第3号に掲げる費用は、公務のため特に必要とするものに限る。)の額の合計額とする。</u></p> <p>(1) <u>道路運送法(昭和26年法律第183号)第3条第1号イに掲げる一</u></p>	<p>(航空賃)</p> <p>第11条 <u>航空賃の額は、現に支払った旅客運賃による。</u></p> <p>(車賃)</p> <p>第12条 <u>車賃の額は、現に支払った実費額とする。</u></p>

新	旧
<p>一般乗合旅客自動車運送事業(路線を定めて定期に運行する自動車により乗合旅客の運送を行うものに限る。)の用に供する自動車(外国におけるこれに相当するものを含む。以下同じ。)を利用する移動に要する運賃</p> <p>(2) 道路運送法第3条第1号ハに掲げる一般乗用旅客自動車運送事業の用に供する自動車(外国におけるこれに相当するものを含む。以下同じ。)その他の旅客を運送する交通手段(前号に規定する自動車を除く。)を利用する移動に要する運賃</p> <p>(3) 前2号に掲げる費用に付随する費用</p> <p>(宿泊費)</p> <p>第13条 宿泊費の額は、宿泊先の区分に応じた規則に定める基準額の範囲内の実費額による。</p> <p>2 規則で定める特別の事情により前項の基準額を超える場合には、前項の規定にかかわらず宿泊に要した実費額を支給する。</p> <p>3 宿泊費は、水路旅行及び航空旅行については、公務上又は天災その他やむを得ない事情により上陸し、又は着陸して宿泊した場合に限り、支給する。</p> <p>(包括宿泊費)</p> <p>第13条の2 包括宿泊費は、移動及び宿泊に対する一体の対価として支払われる費用とし、その額は、当該移動に係る第9条から第12条までの規定による費用及び当該宿泊に係る宿泊費基準額の合</p>	<p>(日当及び宿泊料)</p> <p>第13条 職員等(非常勤特別職の職員を除く。)に支給する日当及び宿泊料の額は、別表第1の定額による。</p> <p>(新設)</p>

新	旧
<p>計額とする。</p> <p>(宿泊手当)</p> <p>第13条の3 宿泊手当は、宿泊を伴う旅行に必要な諸雑費に充てるための費用とし、その額は、規則に定める1夜当たりの定額とする。</p> <p>(費用弁償)</p> <p>第14条 筑紫野市、春日市、大野城市、太宰府市又は那珂川市(以下「筑紫地区」という。)に居住する非常勤特別職の職員に支給する費用弁償の額は、<u>規則に定める額とする。</u></p> <p>2 筑紫地区以外の市町村に居住する非常勤特別職の職員に支給する費用弁償の額は、第9条から第12条までの規定を準用して算出した金額と同一とする。<u>ただし、市長が特別の事情があると認められる場合は、この限りでない。</u></p> <p>(旅費の支給額の上限)</p> <p>第17条 鉄道賃、船賃、航空賃及びその他の交通費に係る旅費の支給額は、第9条第1項各号、第10条各号、第11条第1項各号及び第12条各号に掲げる各費用について、当該各条及び第7条の規定により計算した額と現に支払った額を比較し、当該各費用ごとのいずれか少ない額を合計した額とする。</p> <p>2 宿泊費及び包括宿泊費に係る旅費の支給額は、当該各種目につ</p>	<p>(新設)</p> <p>(新設)</p> <p>第14条 筑紫野市、春日市、大野城市、太宰府市又は那珂川市(以下「筑紫地区」という。)に居住する非常勤特別職の職員に支給する費用弁償の額は、<u>別表第2の定額による。</u></p> <p>2 筑紫地区以外の市町村に居住する非常勤特別職の職員に支給する費用弁償の額は、第9条から前項までの規定を準用して算出した金額と同一とする。</p> <p>(新設)</p>

新	旧
<p>いて第7条並びに第13条及び第13条の2の規定により計算した額と現に支払った額を比較し、当該各種目ごとのいづれか少ない額を合計した額とする。</p> <p>(随行旅費)</p> <p>第18条 職員等が筑紫野市長、筑紫野市副市長、筑紫野市教育委員会教育長、筑紫野市議会議員、地方自治法(昭和22年法律第67号)第180条の5に規定する委員会又はその他の委員に随行した場合は、当該職員等に対し、被随行者と同額の旅費を支給することができる。</p> <p>(旅費の調整)</p> <p>第19条 任命権者は、旅行者が市以外の者から旅費の支給を受ける場合その他__旅行における特別の事情により、又は__旅行の性質上この条例の規定による旅費を支給した場合には、不当に旅行の実績を超えた旅費又は通常必要としない旅費を支給することとなる場合において、その実費を超えることとなる部分の旅費又はその必要としない部分の旅費を支給しないことができる。</p> <p>2 (略)</p> <p>(旅費の返納)</p> <p>第20条 旅費の支出をする者(以下「支出令権者」という。)は、</p>	<p>(新設)</p> <p>(旅費の調整)</p> <p>第17条 任命権者は、旅行者が<u>公用の交通機関、宿泊施設等を利用して旅行した場合その他当該旅行における特別の事情により、又は当該旅行の性質上この条例の規定による旅費を支給した場合には、不当に旅行の実績を超えた旅費又は通常必要としない旅費を支給することとなる場合において、その実費を超えることとなる部分の旅費又はその必要としない部分の旅費を支給しないことができる。</u></p> <p>2 (略)</p> <p>(新設)</p>

新	旧						
<p>旅行者又は旅行役務提供者がこの条例又はこれに基づく規則の規定に違反して旅費の支給又は旅費に相当する金額の支払を受けた場合には、当該旅費又は当該金額を返納させなければならない。</p> <p>2 旅行者がこの条例又はこの条例に基づく規則の規定に違反して旅費の支給を受けた場合には、支出命令権者は、前項に規定する返納に代えて、当該支出命令権者がその後においてその者に対し支出し、又は支払う給与又は旅費の額から、当該旅費に相当する金額を差し引くことができる。</p> <p>3 前項に規定する給与の種類は、筑紫野市職員の給与に関する条例(昭和32年筑紫野町条例第11号)第3条に規定するものと同等とする。</p> <p>(委任) 第21条 (略)</p> <p>(削る)</p>	<p>(委任) 第18条 (略)</p> <p>別表第1(第13条関係)</p> <table border="1" data-bbox="1029 206 1292 1104"> <thead> <tr> <th data-bbox="1029 206 1109 376">区分</th> <th data-bbox="1029 376 1109 1556">日当</th> <th data-bbox="1029 1556 1109 1814">宿泊料</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td data-bbox="1109 206 1292 376">職員等(非常勤特別職を除く。)</td> <td data-bbox="1109 376 1292 1556">宿泊を伴うもの 2,200円</td> <td data-bbox="1109 1556 1292 1814">12,000円</td> </tr> </tbody> </table>	区分	日当	宿泊料	職員等(非常勤特別職を除く。)	宿泊を伴うもの 2,200円	12,000円
区分	日当	宿泊料					
職員等(非常勤特別職を除く。)	宿泊を伴うもの 2,200円	12,000円					

新	旧		
(削る)	別表第2(第14条関係)		
	区分	日当	宿泊料
	非常勤特別 職	宿泊を伴わないもの 1,500円 宿泊を伴うもの 2,200円	12,000円

証人等の実費弁償に関する条例新旧対照表(第2条関係)

新	旧
<p>(実費弁償) 第2条 (略)</p> <p>2 前項の旅費は、筑紫野市職員等の旅費に関する条例(平成3年筑紫野市条例第37号)に規定する特別職の旅費の額とする。――</p> <p>――</p> <p>――</p>	<p>(実費弁償) 第2条 (略)</p> <p>2 前項の旅費は、筑紫野市職員等の旅費に関する条例(平成3年筑紫野市条例第37号)に規定する特別職の旅費の額とする。<u>ただし、筑紫野市内に住所を有するもので本市内の場所に出頭し、又は参加した者には、日当のみを支給する。</u></p>

## 提案内容補足説明書

議案番号 第4号

総務部 危機管理課

議案名 筑紫野市犯罪被害者等支援条例の制定について

( 説 明 )

犯罪被害者等基本法（平成16年法律第161号）の趣旨に基づき、犯罪被害者等の支援を総合的に推進し、もって犯罪被害者等が受けた被害の回復及び軽減を図ることを目的に本条例を制定するものです。

主な内容としましては、基本理念として市の犯罪被害者支援への取り組み姿勢を示すとともに、犯罪被害者等が日常生活又は社会生活を円滑に営むことができるよう、相談及び情報の提供、日常生活の支援や経済的負担の軽減を図るために必要な事項等について定めるものです。

(余白)

## 提案内容補足説明書

議案番号 第5号

市民生活部 コミュニティ推進課

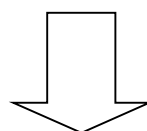
議案名 筑紫野市地域コミュニティ推進条例の一部を改正する条例の  
制定について

( 説 明 )

本件は、令和8年3月31日をもって二日市コミュニティ運営協議会が解散し、令和8年4月1日より二日市わがまち協議会、二日市北コミュニティ協議会、天拝ふるさと協議会が設立されることに伴い、条例の別表において規定する団体の区域に変更が生じるため、条例の一部を改正するものです。

改正内容は、次のとおりです。

現 行	二日市コミュニティ運営協議会	都府楼団地・杉塚・塔原・六反・本町・入舟・宮田町・京町・曙町・松ヶ浦・中央・栄町・昭和・鳥居・次田・大門・大坪・湯町・武蔵・上古賀・天拝坂
--------	----------------	---



改 正 後	二日市わがまち協議会	六反・本町・入舟・中央・栄町・昭和・鳥居・次田・大坪・湯町・武蔵・上古賀
	二日市北コミュニティ協議会	宮田町・京町・曙町・松ヶ浦
	天拝ふるさと協議会	都府楼団地・杉塚・塔原・大門・天拝坂

新旧対照表：別紙のとおり

筑紫野市地域コミュニティ推進条例新旧対照表

新		旧	
別表(第2条関係)		別表(第2条関係)	
団体の名称	団体の区域(行政区名)	団体の名称	団体の区域(行政区名)
二日市わがまち協議会	六反・本町・入舟・中央・栄町・昭和・鳥居・次田・大坪・湯町・武蔵・上古賀	二日市コミュニティ運営協議会	都府楼団地・杉塚・塔原・六反・本町・入舟・宮田町・京町・曙町・松ヶ浦・中央・栄町・昭和・鳥居・次田・大門・大坪・湯町・武蔵・上古賀・天拝坂
二日市北コミュニティ協議会	宮田町・京町・曙町・松ヶ浦	二日市東コミュニティ運営協議会	紫・天神・東町・旭町・東新町・紫ヶ丘・俗明院・石崎・針摺・針摺東・若葉団地・中原団地・朝倉街道団地
天拝ふるさと協議会	都府楼団地・杉塚・塔原・大門・天拝坂	(略)	(略)
二日市東コミュニティ運営協議会	紫・天神・東町・旭町・東新町・紫ヶ丘・俗明院・石崎・針摺・針摺東・若葉団地・中原団地・朝倉街道団地		
(略)			

# 提案内容補足説明書

議案番号 第6号

市民生活部 国保年金課

議案名 筑紫野市国民健康保険税条例の一部を改正する条例の制定について

( 説明 )

今回の条例改正は、筑紫野市国民健康保険税の税率等を改定するものです。

国民健康保険事業の財政運営は県単位で運営されており、人口減少に伴う被保険者数の減少や医療の高度・先進化による一人当たり医療費の上昇を見越したさらなる安定した基盤づくりのため、県下一律での国民健康保険税率の導入に向けた取り組みが進められています。

このような中、本市における国民健康保険事業の安定的な運営を図っていくため、福岡県が算出した令和8年度国民健康保険標準保険税率にのっとり筑紫野市国民健康保険税の税率等を改定するものです。

( 改正内容 )

医療給付分：所得割 6.83%を 7.12%に、均等割額 28,100 円を 30,863 円に、

平等割額 25,900 円を 27,901 円に改正する。

後期高齢者支援金分：所得割 2.80%を 2.56%に、均等割額 12,300 円を 11,836 円に、

平等割額 10,700 円を 10,095 円に改正する。

介護納付金分：所得割 2.43%を 2.30%に、均等割額 18,000 円を 17,546 円に

改正する。

新旧対照表：別紙のとおり

筑紫野市国民健康保険税条例新旧対照表

新	旧
<p>(国民健康保険の被保険者に係る基礎課税額の所得割額)</p> <p>第4条 前条第2項の所得割額は、賦課期日の属する年の前年の所得に係る地方税法(昭和25年法律第226号。以下「法」という。)第314条の2第1項に規定する総所得金額及び山林所得金額の合計額から同条第2項の規定による控除をした後の総所得金額及び山林所得金額の合計額(以下において「基礎控除後の総所得金額等」という。)に100分の7.12を乗じて算定する。</p> <p>2 (略)</p> <p>(国民健康保険の被保険者に係る基礎課税額の被保険者均等割額)</p> <p>第5条 第3条第2項の被保険者均等割額は、被保険者1人について30,863円とする。</p> <p>(国民健康保険の被保険者に係る基礎課税額の世帯別平等割額)</p> <p>第6条 第3条第2項の世帯別平等割額は、次の各号に掲げる世帯の区分に応じ、それぞれ当該各号に定める額とする。</p> <p>(1) 特定世帯(特定同一世帯所属者(国民健康保険法第6条第8号の規定により被保険者の資格を喪失した者であつて、当該資格を喪失した日の前日以後継続して同一の世帯に属するもの)をいう。以下同じ。)と同一の世帯に属する被保険者が属する世帯であつて同日の属する月(以下この号において「特定月」という。)以後5年を経過する月までの間にあるもの(当該世帯に他</p>	<p>(国民健康保険の被保険者に係る基礎課税額の所得割額)</p> <p>第4条 前条第2項の所得割額は、賦課期日の属する年の前年の所得に係る地方税法(昭和25年法律第226号。以下「法」という。)第314条の2第1項に規定する総所得金額及び山林所得金額の合計額から同条第2項の規定による控除をした後の総所得金額及び山林所得金額の合計額(以下において「基礎控除後の総所得金額等」という。)に100分の6.83を乗じて算定する。</p> <p>2 (略)</p> <p>(国民健康保険の被保険者に係る基礎課税額の被保険者均等割額)</p> <p>第5条 第3条第2項の被保険者均等割額は、被保険者1人について28,100円とする。</p> <p>(国民健康保険の被保険者に係る基礎課税額の世帯別平等割額)</p> <p>第6条 第3条第2項の世帯別平等割額は、次の各号に掲げる世帯の区分に応じ、それぞれ当該各号に定める額とする。</p> <p>(1) 特定世帯(特定同一世帯所属者(国民健康保険法第6条第8号の規定により被保険者の資格を喪失した者であつて、当該資格を喪失した日の前日以後継続して同一の世帯に属するもの)をいう。以下同じ。)と同一の世帯に属する被保険者が属する世帯であつて同日の属する月(以下この号において「特定月」という。)以後5年を経過する月までの間にあるもの(当該世帯に他</p>

新	旧
<p>の被保険者がいない場合に限る。)をいう。次号、第7条の3及び第22条第1項において同じ。)及び特定継続世帯(特定同一世帯所属者と同一の世帯に属する被保険者が属する世帯であつて特定月以後5年を経過する月の翌月から特定月以後8年を経過する月までの間にあるもの(当該世帯に他の被保険者がいない場合に限り。))をいう。第3号、第7条の3及び第22条第1項において同じ。)以外の世帯 <u>27,901円</u></p> <p>(2) 特定世帯 <u>13,950円</u></p> <p>(3) 特定継続世帯 <u>20,925円</u></p> <p>(国民健康保険の被保険者に係る後期高齢者支援金等課税額の所得割額)</p> <p>第7条 第3条第3項の所得割額は、基礎控除後の総所得金額等(に100分の<u>2.56</u>を乗じて算定する。</p> <p>(国民健康保険の被保険者に係る後期高齢者支援金等課税額の被保険者均等割額)</p> <p>第7条の2 第3条第3項の被保険者均等割額は、被保険者1人について<u>11,836円</u>とする。</p> <p>(国民健康保険の被保険者に係る後期高齢者支援金等課税額の世帯別平等割額)</p> <p>第7条の3 第3条第3項の世帯別平等割額は、次の各号に掲げる世帯</p>	<p>の被保険者がいない場合に限る。)をいう。次号、第7条の3及び第22条第1項において同じ。)及び特定継続世帯(特定同一世帯所属者と同一の世帯に属する被保険者が属する世帯であつて特定月以後5年を経過する月の翌月から特定月以後8年を経過する月までの間にあるもの(当該世帯に他の被保険者がいない場合に限り。))をいう。第3号、第7条の3及び第22条第1項において同じ。)以外の世帯 <u>25,900円</u></p> <p>(2) 特定世帯 <u>12,950円</u></p> <p>(3) 特定継続世帯 <u>19,425円</u></p> <p>(国民健康保険の被保険者に係る後期高齢者支援金等課税額の所得割額)</p> <p>第7条 第3条第3項の所得割額は、基礎控除後の総所得金額等(に100分の<u>2.80</u>を乗じて算定する。</p> <p>(国民健康保険の被保険者に係る後期高齢者支援金等課税額の被保険者均等割額)</p> <p>第7条の2 第3条第3項の被保険者均等割額は、被保険者1人について<u>12,300円</u>とする。</p> <p>(国民健康保険の被保険者に係る後期高齢者支援金等課税額の世帯別平等割額)</p> <p>第7条の3 第3条第3項の世帯別平等割額は、次の各号に掲げる世帯</p>

新	旧
<p>の区分に応じ、それぞれ当該各号に定める額とする。</p> <p>(1) 特定世帯及び特定継続世帯以外の世帯 <u>10,095円</u></p> <p>(2) 特定世帯 <u>5,047円</u></p> <p>(3) 特定継続世帯 <u>7,571円</u></p> <p>(介護納付金課税被保険者に係る所得割額)</p> <p>第8条 第3条第4項の所得割額は、介護納付金課税被保険者に係る基礎控除後の総所得金額等に<u>100分の2.30</u>を乗じて算定する。</p> <p>(介護納付金課税被保険者に係る被保険者均等割額)</p> <p>第8条の2 第3条第4項の被保険者均等割額は、介護納付金課税被保険者1人について<u>17,546円</u>とする。</p> <p>(国民健康保険税の減額)</p> <p>第22条 次の各号のいずれかに掲げる国民健康保険税の納税義務者に対して課する国民健康保険税の額は、第3条第2項本文の基礎課税額からア及びイに掲げる額を減額して得た額(当該減額して得た額が660,000円を超える場合には、660,000円)、同条第3項本文の後期高齢者支援金等課税額からウ及びエに掲げる額を減額して得た額(当該減額して得た額が260,000円を超える場合には、260,000円)並びに同条第4項本文の介護納付金課税額からオに掲げる額を減額して得た額(当該減額して得た額が170,000円を超える場合には、170,000円)の合算額とする。</p>	<p>の区分に応じ、それぞれ当該各号に定める額とする。</p> <p>(1) 特定世帯及び特定継続世帯以外の世帯 <u>10,700円</u></p> <p>(2) 特定世帯 <u>5,350円</u></p> <p>(3) 特定継続世帯 <u>8,025円</u></p> <p>(介護納付金課税被保険者に係る所得割額)</p> <p>第8条 第3条第4項の所得割額は、介護納付金課税被保険者に係る基礎控除後の総所得金額等に<u>100分の2.43</u>を乗じて算定する。</p> <p>(介護納付金課税被保険者に係る被保険者均等割額)</p> <p>第8条の2 第3条第4項の被保険者均等割額は、介護納付金課税被保険者1人について<u>18,000円</u>とする。</p> <p>(国民健康保険税の減額)</p> <p>第22条 次の各号のいずれかに掲げる国民健康保険税の納税義務者に対して課する国民健康保険税の額は、第3条第2項本文の基礎課税額からア及びイに掲げる額を減額して得た額(当該減額して得た額が660,000円を超える場合には、660,000円)、同条第3項本文の後期高齢者支援金等課税額からウ及びエに掲げる額を減額して得た額(当該減額して得た額が260,000円を超える場合には、260,000円)並びに同条第4項本文の介護納付金課税額からオに掲げる額を減額して得た額(当該減額して得た額が170,000円を超える場合には、170,000円)の合算額とする。</p>

新	旧
<p>(1) 法第703条の5第1項に規定する総所得金額及び山林所得金額の合算額が、430,000円(納税義務者並びにその世帯に属する国民健康保険の被保険者及び特定同一世帯所属者のうち給与所得を有する者(前年中に法第703条の5第1項に規定する総所得金額に係る所得税法(昭和40年法律第33号)第28条第1項に規定する給与所得について同条第3項に規定する給与所得控除額の控除を受けた者(同条第1項に規定する給与等の収入金額が550,000円を超える者に限る。)をいう。以下この号において同じ。)の数及び公的年金等に係る所得を有する者(前年中に法第703条の5第1項に規定する総所得金額に係る所得税法第35条第3項に規定する公的年金等に係る所得について同条第4項に規定する公的年金等控除額の控除を受けた者(年齢65歳未満の者にあっては当該公的年金等の収入金額が600,000円を超える者に限り、1,100,000円を超える者に限る。)をいい、給与所得を有する者を除く。)の数の合計数(以下この条において「給与所得者等の数」という。)が2以上の場合にあつては、430,000円(当該給与所得者等の数から1を減じた数に100,000円を乗じて得た金額を加算した金額)を超えない世帯に係る納税義務者</p> <p>ア 国民健康保険の被保険者に係る基礎課税額の被保険者均等割額 被保険者(第2条第2項に規定する世帯主を除く。) 1人について 21,605円</p>	<p>(1) 法第703条の5第1項に規定する総所得金額及び山林所得金額の合算額が、430,000円(納税義務者並びにその世帯に属する国民健康保険の被保険者及び特定同一世帯所属者のうち給与所得を有する者(前年中に法第703条の5第1項に規定する総所得金額に係る所得税法(昭和40年法律第33号)第28条第1項に規定する給与所得について同条第3項に規定する給与所得控除額の控除を受けた者(同条第1項に規定する給与等の収入金額が550,000円を超える者に限る。)をいう。以下この号において同じ。)の数及び公的年金等に係る所得を有する者(前年中に法第703条の5第1項に規定する総所得金額に係る所得税法第35条第3項に規定する公的年金等に係る所得について同条第4項に規定する公的年金等控除額の控除を受けた者(年齢65歳未満の者にあっては当該公的年金等の収入金額が600,000円を超える者に限り、1,100,000円を超える者に限る。)をいい、給与所得を有する者を除く。)の数の合計数(以下この条において「給与所得者等の数」という。)が2以上の場合にあつては、430,000円(当該給与所得者等の数から1を減じた数に100,000円を乗じて得た金額を加算した金額)を超えない世帯に係る納税義務者</p> <p>ア 国民健康保険の被保険者に係る基礎課税額の被保険者均等割額 被保険者(第2条第2項に規定する世帯主を除く。) 1人について 19,670円</p>

新	旧
<p>イ 国民健康保険の被保険者に係る基礎課税額の世帯別平等割額</p> <p>次に掲げる世帯の区分に応じ、それぞれに定める額</p> <p>(ア) 特定世帯及び特定継続世帯以外の世帯 <u>19,531円</u></p> <p>(イ) 特定世帯 <u>9,765円</u></p> <p>(ロ) 特定継続世帯 <u>14,648円</u></p> <p>ウ 国民健康保険の被保険者に係る後期高齢者支援金等課税額の被保険者均等割額</p> <p>被保険者(第2条第2項に規定する世帯主を除く。)</p> <p>1人について <u>8,286円</u></p> <p>エ 国民健康保険の被保険者に係る後期高齢者支援金等課税額の世帯別平等割額</p> <p>次に掲げる世帯の区分に応じ、それぞれに定める額</p> <p>(ア) 特定世帯及び特定継続世帯以外の世帯 <u>7,067円</u></p> <p>(イ) 特定世帯 <u>3,533円</u></p> <p>(ロ) 特定継続世帯 <u>5,300円</u></p> <p>オ 介護納付金課税被保険者に係る被保険者均等割額</p> <p>介護納付金課税被保険者(第2条第2項に規定する世帯主を除く。)</p> <p>1人について <u>12,283円</u></p> <p>(2) 法第703条の5第1項に規定する総所得金額及び山林所得金額の合算額が、430,000円(納税義務者並びにその世帯に属する国民健康保険の被保険者及び特定同一世帯所属者のうち給与所得</p>	<p>イ 国民健康保険の被保険者に係る基礎課税額の世帯別平等割額</p> <p>次に掲げる世帯の区分に応じ、それぞれに定める額</p> <p>(ア) 特定世帯及び特定継続世帯以外の世帯 <u>18,130円</u></p> <p>(イ) 特定世帯 <u>9,065円</u></p> <p>(ロ) 特定継続世帯 <u>13,598円</u></p> <p>ウ 国民健康保険の被保険者に係る後期高齢者支援金等課税額の被保険者均等割額</p> <p>被保険者(第2条第2項に規定する世帯主を除く。)</p> <p>1人について <u>8,610円</u></p> <p>エ 国民健康保険の被保険者に係る後期高齢者支援金等課税額の世帯別平等割額</p> <p>次に掲げる世帯の区分に応じ、それぞれに定める額</p> <p>(ア) 特定世帯及び特定継続世帯以外の世帯 <u>7,490円</u></p> <p>(イ) 特定世帯 <u>3,745円</u></p> <p>(ロ) 特定継続世帯 <u>5,618円</u></p> <p>オ 介護納付金課税被保険者に係る被保険者均等割額</p> <p>介護納付金課税被保険者(第2条第2項に規定する世帯主を除く。)</p> <p>1人について <u>12,600円</u></p> <p>(2) 法第703条の5第1項に規定する総所得金額及び山林所得金額の合算額が、430,000円(納税義務者並びにその世帯に属する国民健康保険の被保険者及び特定同一世帯所属者のうち給与所得</p>

新	旧
<p>者等の数が2以上の場合にあつては、430,000円に当該給与所得者等の数から1を減じた数に100,000円を乗じて得た金額を加算した金額)に被保険者及び特定同一世帯所属者1人につき305,000円を加算した金額を超えない世帯に係る納税義務者(前号)に該当する者を除く。)</p> <p>ア 国民健康保険の被保険者に係る基礎課税額の被保険者均等割額</p> <p>1人について <u>15,432円</u></p> <p>イ 国民健康保険の被保険者に係る基礎課税額の世帯別平等割額</p> <p>次に掲げる世帯の区分に応じ、それぞれに定める額</p> <p>(ア) 特定世帯及び特定継続世帯以外の世帯 <u>13,951円</u></p> <p>(イ) 特定世帯 <u>6,975円</u></p> <p>(ロ) 特定継続世帯 <u>10,463円</u></p> <p>ウ 国民健康保険の被保険者に係る後期高齢者支援金等課税額の被保険者均等割額</p> <p>被保険者(第2条第2項)に規定する世帯主を除く。)</p> <p>1人について <u>5,918円</u></p> <p>エ 国民健康保険の被保険者に係る後期高齢者支援金等課税額の世帯別平等割額</p> <p>次に掲げる世帯の区分に応じ、それぞれに定める額</p> <p>(ア) 特定世帯及び特定継続世帯以外の世帯 <u>5,048円</u></p>	<p>者等の数が2以上の場合にあつては、430,000円に当該給与所得者等の数から1を減じた数に100,000円を乗じて得た金額を加算した金額)に被保険者及び特定同一世帯所属者1人につき305,000円を加算した金額を超えない世帯に係る納税義務者(前号)に該当する者を除く。)</p> <p>ア 国民健康保険の被保険者に係る基礎課税額の被保険者均等割額</p> <p>被保険者(第2条第2項)に規定する世帯主を除く。)</p> <p>1人について <u>14,050円</u></p> <p>イ 国民健康保険の被保険者に係る基礎課税額の世帯別平等割額</p> <p>次に掲げる世帯の区分に応じ、それぞれに定める額</p> <p>(ア) 特定世帯及び特定継続世帯以外の世帯 <u>12,950円</u></p> <p>(イ) 特定世帯 <u>6,475円</u></p> <p>(ロ) 特定継続世帯 <u>9,713円</u></p> <p>ウ 国民健康保険の被保険者に係る後期高齢者支援金等課税額の被保険者均等割額</p> <p>被保険者(第2条第2項)に規定する世帯主を除く。)</p> <p>1人について <u>6,150円</u></p> <p>エ 国民健康保険の被保険者に係る後期高齢者支援金等課税額の世帯別平等割額</p> <p>次に掲げる世帯の区分に応じ、それぞれに定める額</p> <p>(ア) 特定世帯及び特定継続世帯以外の世帯 <u>5,350円</u></p>

新	旧
<p>(イ) 特定世帯 <u>2,524円</u></p> <p>(ウ) 特定継続世帯 <u>3,786円</u></p> <p>オ 介護納付金課税被保険者に係る被保険者均等割額 介護納付金課税被保険者(第2条第2項に規定する世帯主を 除く。)</p> <p>1人について <u>8,773円</u></p> <p>(3) 法第703条の5第1項に規定する総所得金額及び山林所得金額 の合算額が、430,000円(納税義務者並びにその世帯に属する国 民健康保険の被保険者及び特定同一世帯所属者のうち給与所得 者等の数が2以上の場合にあつては、430,000円に当該給与所得 者等の数から1を減じた数に100,000円を乗じて得た金額を加算 した金額)に被保険者及び特定同一世帯所属者1人につき 560,000円を加算した金額を超えない世帯に係る納税義務者(前 2号に該当する者を除く。)</p> <p>ア 国民健康保険の被保険者に係る基礎課税額の被保険者均等 割額</p> <p>被保険者(第2条第2項に規定する世帯主を除く。)</p> <p>1人について <u>6,173円</u></p> <p>イ 国民健康保険の被保険者に係る基礎課税額の世帯別平等割 額</p> <p>次に掲げる世帯の区分に応じ、それぞれに定める額</p> <p>(7) 特定世帯及び特定継続世帯以外の世帯 <u>5,581円</u></p> <p>(イ) 特定世帯 <u>2,790円</u></p>	<p>(イ) 特定世帯 <u>2,675円</u></p> <p>(ウ) 特定継続世帯 <u>4,013円</u></p> <p>オ 介護納付金課税被保険者に係る被保険者均等割額 介護納付金課税被保険者(第2条第2項に規定する世帯主を 除く。)</p> <p>1人について <u>9,000円</u></p> <p>(3) 法第703条の5第1項に規定する総所得金額及び山林所得金額 の合算額が、430,000円(納税義務者並びにその世帯に属する国 民健康保険の被保険者及び特定同一世帯所属者のうち給与所得 者等の数が2以上の場合にあつては、430,000円に当該給与所得 者等の数から1を減じた数に100,000円を乗じて得た金額を加算 した金額)に被保険者及び特定同一世帯所属者1人につき 560,000円を加算した金額を超えない世帯に係る納税義務者(前 2号に該当する者を除く。)</p> <p>ア 国民健康保険の被保険者に係る基礎課税額の被保険者均等 割額</p> <p>被保険者(第2条第2項に規定する世帯主を除く。)</p> <p>1人について <u>5,620円</u></p> <p>イ 国民健康保険の被保険者に係る基礎課税額の世帯別平等割 額</p> <p>次に掲げる世帯の区分に応じ、それぞれに定める額</p> <p>(7) 特定世帯及び特定継続世帯以外の世帯 <u>5,180円</u></p> <p>(イ) 特定世帯 <u>2,590円</u></p>

新	旧
<p>(ウ) 特定継続世帯 <u>4,185円</u></p> <p>ウ 国民健康保険の被保険者に係る後期高齢者支援金等課税額の被保険者均等割額 被保険者(第2条第2項に規定する世帯主を除く。) 1人について <u>2,368円</u></p> <p>エ 国民健康保険の被保険者に係る後期高齢者支援金等課税額の世帯別平等割額 次に掲げる世帯の区分に応じ、それぞれに定める額</p> <p>(ア) 特定世帯及び特定継続世帯以外の世帯 <u>2,019円</u></p> <p>(イ) 特定世帯 <u>1,010円</u></p> <p>(ウ) 特定継続世帯 <u>1,515円</u></p> <p>オ 介護納付金課税被保険者に係る被保険者均等割額 介護納付金課税被保険者(第2条第2項に規定する世帯主を除く。) 1人について <u>3,510円</u></p> <p>2 国民健康保険税の納税義務者の属する世帯内に6歳に達する日以後の最初の3月31日以前である被保険者(以下「未就学児」という。)がある場合における当該納税義務者に対して課する被保険者均等割額(当該納税義務者の世帯に属する未就学児につき算定した被保険者均等割額(前項に規定する金額を減額するものとした場合)にあっては、その減額後の被保険者均等割額)に限る。)は、当該被保険者均等割額から、次の各号に掲げる区分に応じ、それぞれ当該各号に定める額を減額して得た額とする。</p>	<p>(ウ) 特定継続世帯 <u>3,885円</u></p> <p>ウ 国民健康保険の被保険者に係る後期高齢者支援金等課税額の被保険者均等割額 被保険者(第2条第2項に規定する世帯主を除く。) 1人について <u>2,460円</u></p> <p>エ 国民健康保険の被保険者に係る後期高齢者支援金等課税額の世帯別平等割額 次に掲げる世帯の区分に応じ、それぞれに定める額</p> <p>(ア) 特定世帯及び特定継続世帯以外の世帯 <u>2,140円</u></p> <p>(イ) 特定世帯 <u>1,070円</u></p> <p>(ウ) 特定継続世帯 <u>1,605円</u></p> <p>オ 介護納付金課税被保険者に係る被保険者均等割額 介護納付金課税被保険者(第2条第2項に規定する世帯主を除く。) 1人について <u>3,600円</u></p> <p>2 国民健康保険税の納税義務者の属する世帯内に6歳に達する日以後の最初の3月31日以前である被保険者(以下「未就学児」という。)がある場合における当該納税義務者に対して課する被保険者均等割額(当該納税義務者の世帯に属する未就学児につき算定した被保険者均等割額(前項に規定する金額を減額するものとした場合)にあっては、その減額後の被保険者均等割額)に限る。)は、当該被保険者均等割額から、次の各号に掲げる区分に応じ、それぞれ当該各号に定める額を減額して得た額とする。</p>

新	旧
<p>(1) 国民健康保険の被保険者に係る基礎課税額の被保険者均等割額 次に掲げる世帯の区分に応じ、それぞれ未就学児1人について次に定める額</p> <p>ア 前項第1号アに規定する金額を減額した世帯 <u>4,629円</u> イ 前項第2号アに規定する金額を減額した世帯 <u>7,716円</u> ウ 前項第3号アに規定する金額を減額した世帯 <u>12,345円</u> エ アからウまでに掲げる世帯以外の世帯 <u>15,432円</u></p> <p>(2) 国民健康保険の被保険者に係る後期高齢者支援金等課税額の被保険者均等割額 次に掲げる世帯の区分に応じ、それぞれ未就学児1人について次に定める額</p> <p>ア 前項第1号ウに規定する金額を減額した世帯 <u>1,775円</u> イ 前項第2号ウに規定する金額を減額した世帯 <u>2,959円</u> ウ 前項第3号ウに規定する金額を減額した世帯 <u>4,734円</u> エ アからウまでに掲げる世帯以外の世帯 <u>5,918円</u></p> <p>3 (略)</p>	<p>(1) 国民健康保険の被保険者に係る基礎課税額の被保険者均等割額 次に掲げる世帯の区分に応じ、それぞれ未就学児1人について次に定める額</p> <p>ア 前項第1号アに規定する金額を減額した世帯 <u>4,215円</u> イ 前項第2号アに規定する金額を減額した世帯 <u>7,025円</u> ウ 前項第3号アに規定する金額を減額した世帯 <u>11,240円</u> エ アからウまでに掲げる世帯以外の世帯 <u>14,050円</u></p> <p>(2) 国民健康保険の被保険者に係る後期高齢者支援金等課税額の被保険者均等割額 次に掲げる世帯の区分に応じ、それぞれ未就学児1人について次に定める額</p> <p>ア 前項第1号ウに規定する金額を減額した世帯 <u>1,845円</u> イ 前項第2号ウに規定する金額を減額した世帯 <u>3,075円</u> ウ 前項第3号ウに規定する金額を減額した世帯 <u>4,920円</u> エ アからウまでに掲げる世帯以外の世帯 <u>6,150円</u></p> <p>3 (略)</p>

## 提案内容補足説明書

議案番号 第7号

こども部 こども政策課

議案名 筑紫野市保育所設置条例の一部を改正する条例の制定について

( 説 明 )

令和6年6月12日に公布された、子ども・子育て支援法等の一部を改正する法律(令和6年法律第47号)により、新たな通園給付として「乳児等通園支援事業(こども誰でも通園制度)」が創設され、令和8年4月1日から全国の自治体で実施されます。

このことに伴い、筑紫野市の公立保育所で事業を実施するにあたり事業について規定するため、筑紫野市保育所設置条例の一部を改正するものです。

新旧対照表：別紙のとおり

筑紫野市保育所設置条例新旧対照表

新	旧
<p>(入所)</p> <p>第3条 保育所に入所できる者は、次の各号のいずれかに該当するものとする。</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) 緊急その他やむを得ない理由により、法第28条第1項第1号に規定する期間内に、保育所において保育を受ける必要があると筑紫野市長(以下「市長」という。)が認めたと者</p> <p>(3) (略)</p> <p>(乳児等通園支援事業の実施)</p> <p>第5条 市長は、規則に定める保育所において、児童福祉法第6条の3第23項に規定する乳児等通園支援事業を実施するものとする。</p> <p>(乳児等通園支援事業の利用料)</p> <p>第6条 市長は、乳児等通園支援事業を利用する児童の保護者から、規則に定める額を利用料として徴収するものとする。</p>	<p>(入所)</p> <p>第3条 保育所に入所できる者は、次の各号のいずれかに該当するものとする。</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) 緊急その他やむを得ない理由により、法第28条第1項第1号に規定する期間内に、保育所において保育を受ける必要があると市長が認めたと者</p> <p>(3) (略)</p> <p>(新設)</p> <p>(新設)</p>

# 提案内容補足説明書

議案番号 第8号

こども部 こども政策課

議案名 筑紫野市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定について

( 説 明 )

児童福祉法等の一部を改正する法律（令和7年法律第29号）により児童福祉法（昭和22年法律第164号）が改正されたことに伴い、国家戦略特別区域法（平成25年法律第107号）に基づく国家戦略特別区域内に限り認められている地域限定保育士制度を一般制度化する改正が行われたこと及び家庭的保育事業の設備及び運営に関する基準（平成26年厚生労働省令第61号）の一部が改正されたことに伴い、当分の間、保育所等における保育士配置について、特例的運用が可能とされた為、筑紫野市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正するものです。

改正内容は、次のとおりです。

- ・家庭的保育事業等を実施する保育施設等に置かなければならないとされている「保育士」について、「地域限定保育士」に関する規定を追加
- ・家庭的保育事業等を実施する保育施設等に置かなければならないとされている「保育士」について、①朝夕等の児童が少数となる時間帯における保育士配置に係る特例、②幼稚園教諭及び小学校教諭並びに養護教諭の活用に係る特例、③保育所における保育の実施に当たり必要となる保育士配置に係る特例を運用することを可能とする規定の追加

新旧対照表：別紙のとおり

筑紫野市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例新旧対照表

新	旧
<p>(職員)</p> <p>第23条 (略)</p> <p>2 家庭的保育者(法第6条の3第9項第1号に規定する家庭的保育者という。以下同じ。)は、市長が行う研修(市長が指定する福岡県知事その他の機関が行う研修を含む。)を修了した保育士(福岡県の<u>区域に係る法第18条の29に規定する地域限定保育士を含む。</u>)又は保育士と同等以上の知識及び経験を有すると市長が認める者であって、次の各号のいずれにも該当するものとする。</p> <p>(1)・(2) (略)</p> <p>3 (略)</p> <p>(職員)</p> <p>第29条 小規模保育事業所A型には、保育士(福岡県の<u>区域に係る法第18条の29に規定する地域限定保育士を含む。</u>以下この条において同じ。)、嘱託医及び調理員を置かなければならない。ただし、調理業務の全部を委託する小規模保育事業所A型又は第16条第1項の規定により搬入施設から食事を搬入する小規模保育事業所A型にあつては、調理員を置かないことができる。</p> <p>2・3 (略)</p> <p>(職員)</p> <p>第31条 小規模保育事業B型を行う事業所(以下「小規模保育事業</p>	<p>(職員)</p> <p>第23条 (略)</p> <p>2 家庭的保育者(法第6条の3第9項第1号に規定する家庭的保育者という。以下同じ。)は、市長が行う研修(市長が指定する福岡県知事その他の機関が行う研修を含む。)を修了した保育士_____又_____又は保育士と同等以上の知識及び経験を有すると市長が認める者であつて、次の各号のいずれにも該当するものとする。</p> <p>(1)・(2) (略)</p> <p>3 (略)</p> <p>(職員)</p> <p>第29条 小規模保育事業所A型には、保育士_____、嘱託医及び調理員を置かなければならない。ただし、調理業務の全部を委託する小規模保育事業所A型又は第16条第1項の規定により搬入施設から食事を搬入する小規模保育事業所A型にあつては、調理員を置かないことができる。</p> <p>2・3 (略)</p> <p>(職員)</p> <p>第31条 小規模保育事業B型を行う事業所(以下「小規模保育事業</p>

新	旧
<p>所B型」という。)には、保育士(福岡県の区域に係る法第18条の29に規定する地域限定保育士を含む。以下この条において同じ。)その他保育に従事する職員として市長が行う研修(市長が指定する福岡県知事その他の機関が行う研修を含む。)を修了した者(以下この条において「保育従事者」という。)、嘱託医及び調理員を置かなければならない。ただし、調理業務の全部を委託する小規模保育事業所B型又は第16条第1項の規定により搬入施設から食事を搬入する小規模保育事業所B型にあっては、調理員を置かないことができる。</p> <p>2・3 (略)</p> <p>(職員)</p> <p>第44条 保育所型事業所内保育事業所には、保育士(福岡県の区域に係る法第18条の29に規定する地域限定保育士を含む。以下この条において同じ。)、嘱託医及び調理員を置かなければならない。ただし、調理業務の全部を委託する保育所型事業所内保育事業所又は第16条第1項の規定により搬入施設から食事を搬入する保育所型事業所内保育事業所にあっては、調理員を置かないことができる。</p> <p>2・3 (略)</p> <p>(職員)</p> <p>第47条 事業所内保育事業(利用定員が19人以下のものに限る。以</p>	<p>所B型」という。)には、保育士</p> <p>_____その他保育に従事する職員として市長が行う研修(市長が指定する福岡県知事その他の機関が行う研修を含む。)を修了した者(以下この条において「保育従事者」という。)、嘱託医及び調理員を置かなければならない。ただし、調理業務の全部を委託する小規模保育事業所B型又は第16条第1項の規定により搬入施設から食事を搬入する小規模保育事業所B型にあっては、調理員を置かないことができる。</p> <p>2・3 (略)</p> <p>(職員)</p> <p>第44条 保育所型事業所内保育事業所には、保育士</p> <p>_____、嘱託医及び調理員を置かなければならない。ただし、調理業務の全部を委託する保育所型事業所内保育事業所又は第16条第1項の規定により搬入施設から食事を搬入する保育所型事業所内保育事業所にあっては、調理員を置かないことができる。</p> <p>2・3 (略)</p> <p>(職員)</p> <p>第47条 事業所内保育事業(利用定員が19人以下のものに限る。以</p>

新	旧
<p>下この条及び次条において「小規模型事業所内保育事業」という。 )を行う事業所(以下この条及び次条において「小規模型事業所内保育事業所」という。 )には、保育士(福岡県の区域に係る法第18条の29に規定する地域限定保育士を含む。以下この条において同じ。 )その他保育に従事する職員として市長が行う研修(市長が指定する福岡県知事その他の機関が行う研修を含む。 )を修了した者(以下この条において「保育従事者」という。 )、嘱託医及び調理員を置かなければならない。ただし、調理業務の全部を委託する小規模型事業所内保育事業所又は第16条第1項の規定により搬入施設から食事を搬入する小規模型事業所内保育事業所にあつては、調理員を置かないことができる。</p> <p>2・3 (略)</p> <p>附 則 (小規模保育事業所A型及び保育所型事業所内保育事業所の職員配置に係る特例)</p> <p>第6条 保育の需要に応ずるに足りる保育所、認定こども園(子ども・子育て支援法第27条第1項の確認を受けたものに限る。 )又は家庭的保育事業等が不足していることに鑑み、当分の間、第29条第2項各号又は第44条第2項各号に規定する数の合計数が1となるときは、第29条第2項又は第44条第2項に規定する保育士の数は1人以上とすることができる。ただし、配置される保育士の数が1人となるときは、当該保育士に加えて、保育士と同等の知識及び</p>	<p>下この条及び次条において「小規模型事業所内保育事業」という。 )を行う事業所(以下この条及び次条において「小規模型事業所内保育事業所」という。 )には、保育士</p> <p>_____ その他保育に従事する職員として市長が行う研修(市長が指定する福岡県知事その他の機関が行う研修を含む。 )を修了した者(以下この条において「保育従事者」という。 )、嘱託医及び調理員を置かなければならない。ただし、調理業務の全部を委託する小規模型事業所内保育事業所又は第16条第1項の規定により搬入施設から食事を搬入する小規模型事業所内保育事業所にあつては、調理員を置かないことができる。</p> <p>2・3 (略)</p> <p>附 則 (新設)</p>

新	旧
<p>経験を有すると市長が認める者を置かなければならない。</p> <p>第7条 前条の事情に鑑み、当分の間、第29条第2項又は第44条第2項に規定する保育士の数の算定については、幼稚園教諭若しくは小学校教諭又は養護教諭の普通免許状(教育職員免許法(昭和24年法律第147号)第4条第2項に規定する普通免許状をいう。)を有する者を、保育士とみなすことができる。</p> <p>第8条 附則第6条の事情に鑑み、当分の間、1日につき8時間を超えて開所する小規模保育事業所A型又は保育所型事業所内保育事業所(以下この条において「小規模保育事業所A型等」という。)において、開所時間を通じて必要となる保育士の総数が当該小規模保育事業所A型等に係る利用定員の総数に応じて置かなければならない(保育士の数を超えるときは、第29条第2項又は第44条第2項に規定する保育士の数の算定については、保育士と同等の知識及び経験を有すると市長が認める者を、開所時間を通じて必要となる保育士の総数から利用定員の総数に応じて置かなければならない(保育士の数を差し引いて得た数の範囲で、保育士とみなすことができる。))</p> <p>第9条 前2条の規定を適用するときは、保育士(法第18条の18第1項の登録を受けた者をいい、第29条第3項若しくは第44条第3項又は前2条の規定により保育士とみなされる者を除く。)を、保育士の</p>	<p>(新設)</p> <p>(新設)</p> <p>(新設)</p>

新	旧
<p>数(前2条の規定の適用がないとした場合の第29条第2項又は第44条第2項により算定されるものをいう。)の3分の2以上、置かなくてはならない。</p>	

## 提案内容補足説明書

議案番号 第9号

こども部 こども政策課

議案名 筑紫野市特定乳児等通園支援事業の運営に関する基準を定める  
条例の制定について

( 説 明 )

令和6年6月12日に公布された、子ども・子育て支援法等の一部を改正する法律(令和6年法律第47号)により、新たな通園給付として「乳児等通園支援事業(こども誰でも通園制度)」が創設され、令和8年4月1日から全国の自治体で実施されます。

改正法による改正後の子ども・子育て支援法(平成24年法律第65号)第46条第3項において、市は、特定乳児等通園支援事業の運営についての基準を、内閣府令で定める基準に従いまたは参酌し条例で定めなければならないとされているため、新たに条例を制定するものです。

(余白)

# 提案内容補足説明書

議案番号 第10号

健康福祉部 生活福祉課

議案名 筑紫野市特別職の職員の給与等に関する条例及び筑紫野市特別会計条例の一部を改正する条例の制定について

( 説 明 )

今回の条例の一部改正は、筑紫地区で共同設置している筑紫地区障害支援区分等審査会（以下、「審査会」という。）について、令和8、9年度の2年間、本市が審査会の庶務を処理する担当市となるため、関係する条例の一括改正を行うものです。

## ■改正内容

### 【筑紫野市特別職の職員の給与等に関する条例】

「筑紫地区障害支援区分等審査会委員の報酬日額」として「会長及び合議体の長12,500円、委員10,500円」を加える。

### 【筑紫野市特別会計条例】

筑紫地区障害支援区分等審査会事業特別会計を追加

新旧対照表：別紙のとおり

※ 障害支援区分等審査会とは、障がい者等の状態に応じて必要とされる標準的な支援の度合いを総合的に示す「障害支援区分」を判定するために置かれるものであり、筑紫地区においては審査会を共同設置しており、輪番制で事務局を担当することにより事業実施するもの。

筑紫野市特別職の職員の給与等に関する条例新旧対照表(第1条関係)

新	旧																													
<p>(定義) 第2条 この条例において「特別職の職員」とは、次に掲げる者をいう。 (1)～(11) (略) (12) 筑紫地区障害支援区分等審査委員会 (非常勤職員の給与等) 第3条 前条第2号から第12号までに掲げる特別職の職員(常勤者を除く。)には、別表第1の区分により報酬を支給する。 2 (略) 別表第1(第3条関係)</p>	<p>(定義) 第2条 この条例において「特別職の職員」とは、次に掲げる者をいう。 (1)～(11) (略) (新設) (非常勤職員の給与等) 第3条 前条第2号から第11号までに掲げる特別職の職員(常勤者を除く。)には、別表第1の区分により報酬を支給する。 2 (略) 別表第1(第3条関係)</p>																													
<table border="1"> <thead> <tr> <th>区分</th> <th>報酬日額</th> <th>報酬年額</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>(略)</td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>選挙立会人</td> <td>10, 100</td> <td></td> </tr> <tr> <td rowspan="2">筑紫地区障害支援区分等審査委員会</td> <td>会長及び合議体の長</td> <td>12, 500</td> </tr> <tr> <td>委員</td> <td>10, 500</td> </tr> </tbody> </table>	区分	報酬日額	報酬年額	(略)			選挙立会人	10, 100		筑紫地区障害支援区分等審査委員会	会長及び合議体の長	12, 500	委員	10, 500	<table border="1"> <thead> <tr> <th>区分</th> <th>報酬日額</th> <th>報酬年額</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>(略)</td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>選挙立会人</td> <td>10, 100</td> <td></td> </tr> <tr> <td>(新設)</td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>臨時又は非常勤の顧問、参事、調査員、嘱託員及びこれらのものに準ずる者</td> <td></td> <td>他の条例、規則又は予算で定められた範囲内</td> </tr> </tbody> </table>	区分	報酬日額	報酬年額	(略)			選挙立会人	10, 100		(新設)			臨時又は非常勤の顧問、参事、調査員、嘱託員及びこれらのものに準ずる者		他の条例、規則又は予算で定められた範囲内
区分	報酬日額	報酬年額																												
(略)																														
選挙立会人	10, 100																													
筑紫地区障害支援区分等審査委員会	会長及び合議体の長	12, 500																												
	委員	10, 500																												
区分	報酬日額	報酬年額																												
(略)																														
選挙立会人	10, 100																													
(新設)																														
臨時又は非常勤の顧問、参事、調査員、嘱託員及びこれらのものに準ずる者		他の条例、規則又は予算で定められた範囲内																												

新	旧		
<table border="1"> <tr> <td data-bbox="245 1579 432 1998"> <p>臨時又は非常勤の顧問、参 与、調査員、嘱託員及びこれ らのものに準ずる者</p> </td> <td data-bbox="245 1115 432 1579"> <p>他の条例、規則又は予算で定め られた範囲内</p> </td> </tr> </table>	<p>臨時又は非常勤の顧問、参 与、調査員、嘱託員及びこれ らのものに準ずる者</p>	<p>他の条例、規則又は予算で定め られた範囲内</p>	
<p>臨時又は非常勤の顧問、参 与、調査員、嘱託員及びこれ らのものに準ずる者</p>	<p>他の条例、規則又は予算で定め られた範囲内</p>		

筑紫野市特別職の職員の給与等に関する条例新旧対照表(第2条関係)

新	旧																											
<p>(定義) 第2条 この条例において「特別職の職員」とは、次に掲げる者をいう。 (1)～(11) (略) (削る)</p> <p>(非常勤職員の給与等) 第3条 前条第2号から第11号までに掲げる特別職の職員(常勤者を除く。)には、別表第1の区分により報酬を支給する。 2 (略)</p> <p>別表第1(第3条関係)</p> <table border="1" data-bbox="880 1102 1391 2009"> <thead> <tr> <th>区分</th> <th>報酬月額</th> <th>報酬年額</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>(略)</td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>選挙立会人</td> <td>10, 100</td> <td></td> </tr> <tr> <td>(削る)</td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>臨時又は非常勤の顧問、参与、調査員、嘱託員及びこれらのものに準ずる者</td> <td>他の条例、規則又は予算で定められた範囲内</td> <td></td> </tr> </tbody> </table>	区分	報酬月額	報酬年額	(略)			選挙立会人	10, 100		(削る)			臨時又は非常勤の顧問、参与、調査員、嘱託員及びこれらのものに準ずる者	他の条例、規則又は予算で定められた範囲内		<p>(定義) 第2条 この条例において「特別職の職員」とは、次に掲げる者をいう。 (1)～(11) (略) (12) 筑紫地区障害支援区分等審査委員</p> <p>(非常勤職員の給与等) 第3条 前条第2号から第12号までに掲げる特別職の職員(常勤者を除く。)には、別表第1の区分により報酬を支給する。 2 (略)</p> <p>別表第1(第3条関係)</p> <table border="1" data-bbox="880 194 1391 1102"> <thead> <tr> <th>区分</th> <th>報酬月額</th> <th>報酬年額</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>(略)</td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>選挙立会人</td> <td>10, 100</td> <td></td> </tr> <tr> <td>筑紫地区障害支援区分等審査委員</td> <td>会長及び合議体の長 委員</td> <td>12, 500 10, 500</td> </tr> </tbody> </table>	区分	報酬月額	報酬年額	(略)			選挙立会人	10, 100		筑紫地区障害支援区分等審査委員	会長及び合議体の長 委員	12, 500 10, 500
区分	報酬月額	報酬年額																										
(略)																												
選挙立会人	10, 100																											
(削る)																												
臨時又は非常勤の顧問、参与、調査員、嘱託員及びこれらのものに準ずる者	他の条例、規則又は予算で定められた範囲内																											
区分	報酬月額	報酬年額																										
(略)																												
選挙立会人	10, 100																											
筑紫地区障害支援区分等審査委員	会長及び合議体の長 委員	12, 500 10, 500																										

新	旧	
	臨時又は非常勤の顧問、参 与、調査員、嘱託員及びこれ らのものに準ずる者	他の条例、規則又は予算で定め られた範囲内

筑紫野市特別会計条例新旧対照表(第3条関係)

新	旧
<p>(設置)</p> <p>第2条 地方自治法(昭和22年法律第67号)第209条第2項の規定により次の各号に掲げる特別会計を当該各号に定める事業又は事務の円滑な運営とその経理の適正を図るため設置する。</p> <p>(1)～(3) (略)</p> <p>(4) 筑紫地区障害支援区分等審査会事業特別会計 筑紫地区障害支援区分等審査会事業</p> <p>2～5 (略)</p>	<p>(設置)</p> <p>第2条 地方自治法(昭和22年法律第67号)第209条第2項の規定により次の各号に掲げる特別会計を当該各号に定める事業又は事務の円滑な運営とその経理の適正を図るため設置する。</p> <p>(1)～(3) (略)</p> <p>(新設)</p> <p>2～5 (略)</p>

筑紫野市特別会計条例新旧対照表(第4条関係)

新	旧
<p>(設置)</p> <p>第2条 地方自治法(昭和22年法律第67号)第209条第2項の規定により次の各号に掲げる特別会計を当該各号に定める事業又は事務の円滑な運営とその経理の適正を図るため設置する。</p> <p>(1)～(3) (略)</p> <p>(削る)</p> <p>2～5 (略)</p>	<p>(設置)</p> <p>第2条 地方自治法(昭和22年法律第67号)第209条第2項の規定により次の各号に掲げる特別会計を当該各号に定める事業又は事務の円滑な運営とその経理の適正を図るため設置する。</p> <p>(1)～(3) (略)</p> <p>(4) 筑紫地区障害支援区分等審査会事業特別会計 筑紫地区障害支援区分等審査会事業</p> <p>2～5 (略)</p>

(余白)

# 提案内容補足説明書

議案番号 第11号

健康福祉部 高齢者支援課

議案名 筑紫野市介護保険条例の一部を改正する条例の制定について

( 説 明 )

今回、介護保険法施行令の一部改正により令和8年度の介護保険料の算定に関する基準の特例が設けられたことに伴い、当該特例へ対応するため条例改正を行うものです。

介護保険法施行令の一部改正により令和7年度住民税非課税の者について、令和7年度税制見直しにより地方税の給与所得控除の最低保証額引き上げを受けて、令和8年度も引き続き住民税非課税となるよう、就労調整を行った場合については、介護保険法第142条に基づき令和8年度保険料を減免できるとされています。

現在、保険料の減免は筑紫野市介護保険条例第11条第2項に基づき申請書による申請が必要となっておりますが、本人の個別申請によらずシステム上の対応を可能とすると示されていることを踏まえ、条例を改正するものです。

新旧対照表：別紙のとおり

筑紫野市介護保険条例新旧対照表

新	旧
<p>附 則                      (令和8年度における保険料の減免の特例)                      第9条 令和8年度の保険料に限り、第11条第2項の規定にかかわらず、市長が特に必要と認める場合は、申請によらず減免することができる。</p>	<p>附 則                      (新設)</p>

## 提案内容補足説明書

議案番号 第12号

教育部 学校教育課

議案名 筑紫野市放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定について

( 説 明 )

児童福祉法等の一部を改正する法律（令和7年法律第29号）により児童福祉法（昭和22年法律第164号）が改正されたことに伴い、筑紫野市放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正するものです。

[改正内容]

改正後の児童福祉法では、特定の都道府県及び指定都市においてのみ保育士と同様に業務を行うことができる資格として「地域限定保育士」制度が創設されたため、放課後児童支援員に必要な要件を規定した第10条第3項第1号の「保育士」について、「地域限定保育士」に関する語句を追加するものです。

新旧対照表：別紙のとおり

筑紫野市放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例新旧対照表

新	旧
<p>(職員) 第10条 (略) 2 (略) 3 放課後児童支援員は、次の各号のいずれかに該当する者であつて、都道府県知事又は地方自治法(昭和22年法律第67号)第252条の19第1項の指定都市の長が行う研修を修了したものでなければならぬ。 (1) 保育士(福岡県の区域に係る法第18条の29に規定する<u>地域限定保育士を含む。</u>)の資格を有する者 (2)～(10) (略) 4・5 (略)</p>	<p>(職員) 第10条 (略) 2 (略) 3 放課後児童支援員は、次の各号のいずれかに該当する者であつて、都道府県知事又は地方自治法(昭和22年法律第67号)第252条の19第1項の指定都市の長が行う研修を修了したものでなければならぬ。 (1) 保育士 _____の資格を有する者 (2)～(10) (略) 4・5 (略)</p>

# 提案内容補足説明書

議案番号 第13号

教育部 文化財課

議案名 前畑遺跡保存活用計画策定委員会設置条例の制定について

( 説 明 )

前畑遺跡につきましては、令和7年3月10日に国史跡指定の告示を受けております。

国史跡の指定を受けたことで、今後、この史跡を広く国民に周知し、一般への公開や保存、活用を図っていく環境整備を行う必要があります。また、その取り組みは、隣接する公園事業とも調和を図りながら進捗を合わせる必要があります。

今回の条例制定は、前畑遺跡の遺構等を適正に保存、管理及び活用するため、前畑遺跡保存活用計画策定委員会を設置し、前畑遺跡の保存活用計画の策定を行うものです。

条例の施行日については、令和8年4月1日を予定しております。

(余白)

# 提案内容補足説明書

議案番号 第14号

環境経済部 農政課

議案名 筑紫野市火入れに関する条例の一部を改正する条例の制定について

( 説 明 )

火災予防条例(例)の一部改正について(通知)(令和7年8月29日付け消防予第383号・消防特第159号)により、火災予防条例(例)(昭和36年11月22日付け自消甲予発第73号)が改正されたことに伴い、筑紫野市火入れに関する条例の一部を改正するものです。

## 【改正内容】

令和7年2月26日に発生した大船渡市林野火災を受けて、消防庁では大船渡市林野火災を踏まえた消防防災対策のあり方に関する検討会を開催し、報告書がとりまとめられました。この報告書において、林野火災注意報や林野火災警報の的確な発令等によって、林野火災予防の実効性を高めることが必要であるとされたことを踏まえ、火災予防条例(例)が改正されました。

この改正によって、林野火災注意報及び林野火災警報が創設されたこと等により、筑紫野市火入れに関する条例の語句を一部改正するものです。

新旧対照表：別紙のとおり

※ 火入れとは、森林又は森林の周囲1kmの範囲内にある土地などで、立木竹や雑草を面的に焼却する行為のこと。ただし、刈り取った草等を一箇所に集めて焼却する行為は該当しない。

また、火入れ許可の対象としては造林のための地ごしらえ、開墾準備、害虫駆除、焼畑、採草地改良となる。

筑紫野市火入れに関する条例新旧対照表

新	旧
<p>(火入れの中止)</p> <p>第14条 火入者及び火入責任者は、火入れの許可の期間中であつても、<u>強風注意報若しくは乾燥注意報が発表され、又は林野火災に関する注意報若しくは火災警報が発令された場合には、火入れを行つてはならない。</u></p> <p>2 火入責任者は、火入れ中に風勢等によつて他に延焼するおそれがある<u>と認められる場合又は強風注意報若しくは乾燥注意報が発表され、若しくは林野火災に関する注意報若しくは火災警報が発令された場合には、速やかに消火しなければならぬ。</u></p>	<p>(火入れの中止)</p> <p>第14条 火入者及び火入責任者は、火入れの許可の期間中であつても、<u>強風注意報又は火災警報が発令された場合には、火入れを行つてはならない。</u></p> <p>2 火入責任者は、火入れ中に風勢等によつて他に延焼するおそれがある<u>と認められるとき、又は強風注意報若しくは</u><u>火災警報が発令されたときには、速やかに消火しなければならぬ。</u></p>

# 提案内容補足説明書

議案番号 第15号

総務部 財政課

議案名 辺地に係る公共的施設の総合整備計画について

( 説 明 )

本市の辺地に係る公共的施設の総合整備計画は、第1次辺地総合整備計画（昭和50年度～昭和54年度）から第12次辺地総合整備計画（令和2年度～令和3年度）まで策定していますが、令和8年度に辺地での事業を計画していることから、新たに第13次辺地総合整備計画（令和8年度）を策定するものです。

本計画に基づき公共的施設の整備を行う場合、その必要とする経費について、辺地に係る公共的施設の総合整備のための財政上の特別措置等に関する法律（昭和37年法律第88号）の適用を受けることができ、財政負担の軽減を図ることができます。

なお、辺地とは、交通条件及び自然的・経済的・文化的諸条件に恵まれない山間地などで、政令で定める要件に該当するものが対象とされており、本市では、次の3地域が該当します。

- ①平等寺辺地（人口233人、面積5.0k㎡）
- ②本道寺・柚須原・香園辺地（人口172人、面積9.9k㎡）
- ③上西山辺地（人口60人、面積4.2k㎡）

今回、本道寺・柚須原・香園辺地において、竜岩自然の家の空調設備新設を計画していることから、第13次辺地総合整備計画を策定するものです。現況、竜岩自然の家の宿泊棟には空調設備がないため、夏季の熱中症対策や冬季の利用者が少ない等の課題があります。空調設備を新設することにより、安全性・快適性を高め、来訪者の増加を図り、より一層の地域の活性化に寄与するものです。

(余白)

## 提案内容補足説明書

議案番号 第16号

市民生活部 市民課

議案名 字の区域及び名称の変更について

( 説 明 )

筑紫野市大字萩原・大字筑紫（城山地区）で行われている住宅地開発に係り、区域内の町名を大字萩原及び大字筑紫からむさしヶ丘五丁目に変更したいとの要望書が、むさしヶ丘区長、萩原区長、城山区長同意のもと、地権者から提出されました。

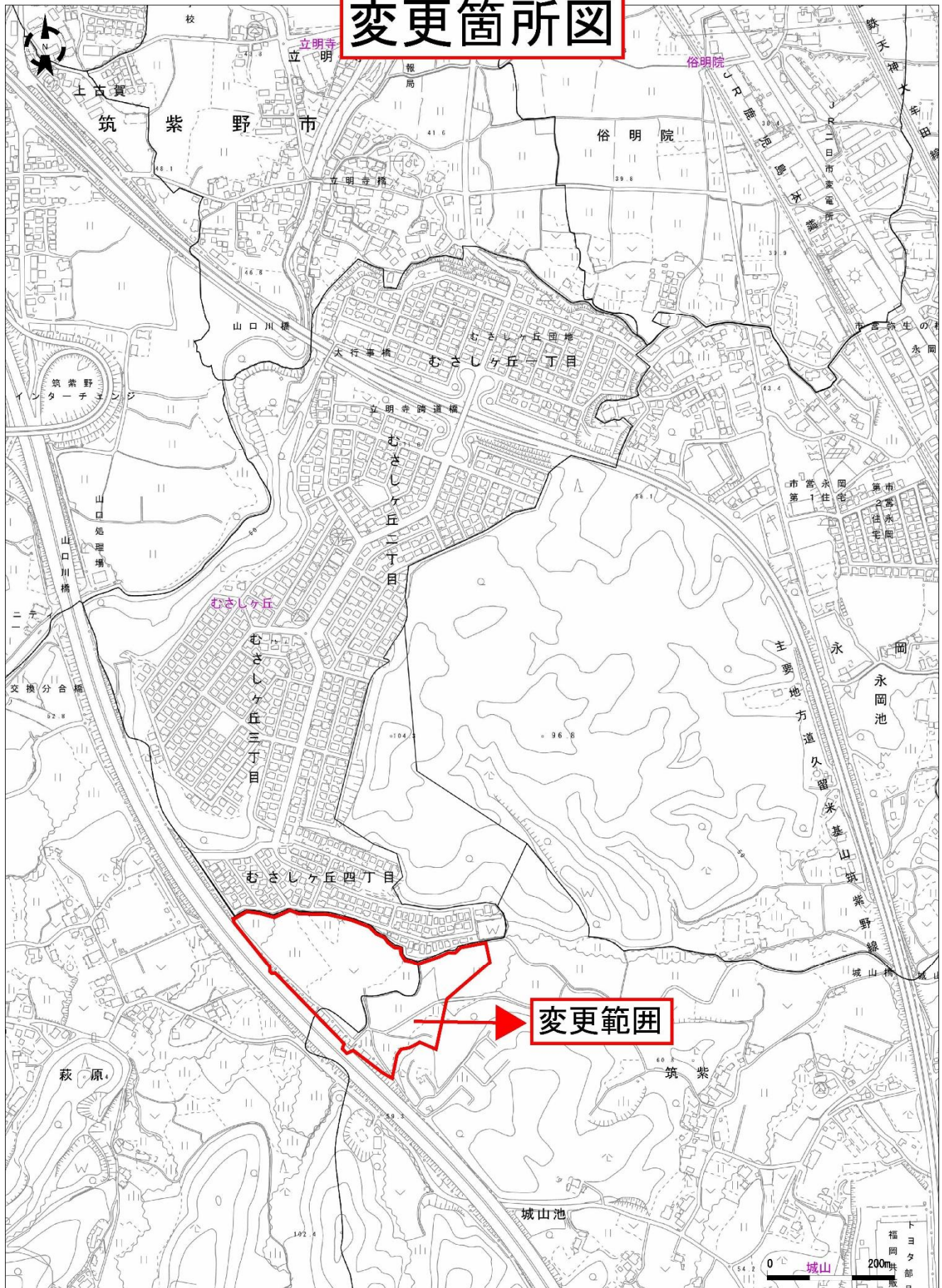
このことを受け、地方自治法第260条第1項の規定に基づき、「大字萩原」及び「大字筑紫」の一部区域を「むさしヶ丘五丁目」に字の区域及び名称を変更するものです。

変更内容については、次のとおりです。

- ・区域 議案に添付
- ・土地の筆数 大字萩原 38筆  
大字筑紫 28筆

(令和8年1月5日現在の登記簿による。)

# 変更箇所図



# 提案内容補足説明書

議案番号 第17号

環境経済部 上下水道料金総務課

議案名 水道の給水協定に関する協議について

( 説 明 )

筑慈苑施設組合等の要望により、筑慈苑及び山家スポーツ公園の利用者が、隣接する筑前町の水道を利用できるようにすることで、水道施設整備費用の軽減や、安定した水の供給を確保することによる公共の福祉の増進を目的とし、筑前町と本市との給水協定を締結するものです。

また、この協定の締結にあたり、地方自治法第244条の3第3項の規定により、議会の議決を求めるものです。

【地方自治法（昭和22年法律第67号） 抜粋】

（公の施設の区域外設置及び他の団体の公の施設の利用）

第二百四十四条の三 普通地方公共団体は、その区域外においても、また、関係普通地方公共団体との協議により、公の施設を設けることができる。

2 普通地方公共団体は、他の普通地方公共団体との協議により、当該他の普通地方公共団体の公の施設を自己の住民の利用に供させることができる。

3 前二項の協議については、関係普通地方公共団体の議会の議決を経なければならない。

(余白)

# 提案内容補足説明書

議案番号 第18号

環境経済部 上下水道料金総務課

議案名 下水道の排水協定の変更に関する協議について

( 説 明 )

下水道事業の円滑な運営のため、本市と筑前町との間で下水道の排水に係る協定を締結していますが、筑慈苑施設組合等の要望により、筑慈苑及び山家スポーツ公園の利用者が、隣接する筑前町の下水道を利用できるようにすることで、下水道施設整備費用の軽減や、衛生的な下水道設備の確保による公共の福祉の増進を目的とし、平成25年4月1日付で締結した本市と筑前町との排水協定を変更するものです。

また、この協定の変更にあたり、地方自治法第244条の3第3項の規定により、議会の議決を求めるものです。

【地方自治法（昭和22年法律第67号） 抜粋】

(公の施設の区域外設置及び他の団体の公の施設の利用)

第二百四十四条の三 普通地方公共団体は、その区域外においても、また、関係普通地方公共団体との協議により、公の施設を設けることができる。

2 普通地方公共団体は、他の普通地方公共団体との協議により、当該他の普通地方公共団体の公の施設を自己の住民の利用に供させることができる。

3 前二項の協議については、関係普通地方公共団体の議会の議決を経なければならない。

新旧対照表：別紙のとおり

筑紫野市と筑前町との下水道の排水に係る協定新旧対照表

新	旧
<p>(排水する区域)</p> <p>第1条 乙が甲に対し排水する区域は、筑前町二の一部とし、甲が乙に対し排水する区域は、筑紫野市大字山家の一部とするものとし、それぞれ別添の位置図1及び位置図2に示すとおりとする。</p> <p>(工事の施行及び負担金)</p> <p>第2条 (略)</p> <p>4 前条別添の位置図2で定めた区域における工事の施行及び負担金については、前3項の規定は適用しない。</p>	<p>(排水する区域)</p> <p>第1条 乙が甲に対し排水する区域は、筑前町二の一部とし、甲が乙に対し排水する区域は、筑紫野市大字山家の一部とするものとし、それぞれ別添位置図に示すとおりとする。</p> <p>(工事の施行及び負担金)</p> <p>第2条 (略)</p> <p>(新設)</p>

# 提案内容補足説明書

(NO1)

議案番号 第19号

総務部 財政課

議案名 令和7年度筑紫野市一般会計補正予算（第10号）について

( 説 明 )

## 1. 令和7年度筑紫野市一般会計補正予算（第10号）

(1) 歳入歳出予算の補正 (単位：千円)

歳入歳出予算補正前の額	歳入歳出予算補正額	歳入歳出予算補正後の額
45,810,034	821,830	46,631,864

### 歳出予算補正の主な内容

#### 2・1・8 15 基金積立事業（財政課）・・・p18

減債基金（将来の起債償還に充てるため） 74,665千円

公共施設等整備基金（将来的な公共施設等の整備に備えるため）

729,577千円

創生振興基金（令和7年度ふるさと応援寄附金積立のため）

609,553千円

#### 3・3・2 2 保護費等追加給付金支給事業（保護課）・・・p25

保護費等追加給付金、郵便料、手数料等皆増（生活扶助基準改定に関する最高裁判決を踏まえ、当時の生活保護受給者等に必要な扶助費の追加支給を行うもの） 84,430千円

#### 9・2・2 12 小学校エレベーター整備・更新事業（教育政策課）・・・p32

設計業務委託料減、補助工事費増（国補正予算（第1号）を活用し、小学校のエレベーターを新設、更新するもの） 124,880千円

# 提案内容補足説明書 継紙

(NO2)

9・2・2 19 吉木小学校教室棟大規模改修事業（教育政策課）・・・p 32  
設計業務委託料増、補助工事費皆増（国補正予算（第1号）を活用し、  
老朽化する吉木小学校教室棟の大規模改修を行うもの） 343,992千円

9・3・2 16 筑紫野中学校管理教室棟中規模改修事業（教育政策課）・・・p 33  
設計業務委託料減、補助工事費皆増（国補正予算（第1号）を活用し、  
老朽化する筑紫野中学校管理教室棟の中規模改修を行うもの）  
390,217千円

9・3・2 17 筑山中学校特別教室棟中規模改修事業（教育政策課）・・・p 33  
設計業務委託料増、補助工事費皆増（国補正予算（第1号）を活用し、  
老朽化する筑山中学校特別教室棟の中規模改修を行うもの）  
208,590千円

## 歳入予算補正の主な内容

7・1・1 地方消費税交付金（財政課）・・・p 10  
地方消費税交付金（収入見込みの増によるもの） 289,500千円

16・1・1 民生費国庫負担金（保護課）・・・p 11  
保護費等追加給付費負担金(10/10、7.5/10)（保護費等追加給付金支給事  
業の増に伴うもの） 65,335千円

16・2・5 教育費国庫補助金（教育政策課）・・・p 12  
公立学校環境改善交付金(1/2、1/3)（小学校エレベーター整備・更新事  
業等の増に伴うもの） 307,723千円

23・1・4 教育債（財政課）・・・p 15  
文教施設整備事業債（小学校エレベーター整備・更新事業等の増に伴う  
もの） 570,100千円

# 提案内容補足説明書

議案番号 第20号

市民生活部 国保年金課

議案名 令和7年度筑紫野市国民健康保険事業特別会計補正予算  
(第4号) について

( 説 明 )

1. 令和7年度筑紫野市国民健康保険事業特別会計補正予算 (第4号)

(1) 歳入歳出予算の補正

(単位：千円)

歳入歳出予算補正前の額	歳入歳出予算補正額	歳入歳出予算補正後の額
9,833,660	△19,339	9,814,321

歳出予算補正の内容

- 7・1・5 1 保険給付費等交付金償還金 (国保年金課)・・・p8
  - 県支出金返還金 (返還金額の確定によるもの) 1,394千円
- 8・1・1 1 予備費 (国保年金課)・・・p8
  - 予備費 (歳入歳出差による予備費減) △20,733千円

歳入予算補正の内容

- 3・1・1 保険給付費等交付金 (国保年金課)・・・p7
  - 保険者努力支援分 (交付金額確定によるもの) 7,500千円
  - 県繰入金分 (交付金額確定によるもの) 15,410千円
  - 特定健診等負担金 (交付金額確定によるもの) 826千円
- 5・1・1 一般会計繰入金 (国保年金課)・・・p7
  - 保険基盤安定繰入金 (繰入額の確定によるもの) 582千円
  - 財政安定化支援事業繰入金 (繰入額の確定によるもの) △68,414千円
  - 未就学児均等割軽減分繰入金 (繰入額の確定によるもの) △97千円
  - 産前産後保険税軽減分繰入金 (繰入額の確定によるもの) △238千円
  - 一般会計繰入金 (歳出超過の補填を見込むもの) 25,092千円

(余白)

# 提案内容補足説明書

議案番号 第21号

健康福祉部 高齢者支援課

議案名 令和7年度筑紫野市介護保険事業特別会計補正予算（第4号）  
について

（説明）

## 1. 令和7年度筑紫野市介護保険事業特別会計補正予算（第4号）

（1）歳入歳出予算の補正 （単位：千円）

歳入歳出予算補正前の額	歳入歳出予算補正額	歳入歳出予算補正後の額
8,111,876	△92,676	8,019,200

### 歳出予算補正の主な内容

- 2・1・1 1 居宅介護サービス給付費（高齢者支援課）・・・p16  
給付費（利用件数の増によるもの） 55,026千円
- 2・1・2 1 地域密着型介護サービス給付費（高齢者支援課）・・・p16  
給付費（利用件数の減によるもの） △67,780千円
- 2・1・3 1 施設介護サービス給付費（高齢者支援課）・・・p16  
給付費（利用件数の減によるもの） △118,240千円

### 歳入予算補正の主な内容

- 4・1・1 介護給付費負担金（高齢者支援課）・・・p14  
現年度分（施設介護サービス給付費等の減によるもの） △23,030千円
- 5・1・1 介護給付費交付金（高齢者支援課）・・・p14  
現年度分（施設介護サービス給付費等の減によるもの） △31,090千円
- 6・1・1 介護給付費負担金（高齢者支援課）・・・p14  
現年度分（施設介護サービス給付費等の減によるもの） △14,394千円

(余白)

# 提案内容補足説明書

議案番号 第22号

総務部 管財課

議案名 令和7年度筑紫野市二日市財産区特別会計補正予算（第1号）  
について

（ 説 明 ）

1. 令和7年度筑紫野市二日市財産区特別会計補正予算（第1号）

（1）歳入歳出予算の補正 （単位：千円）

歳入歳出予算補正前の額	歳入歳出予算補正額	歳入歳出予算補正後の額
2,921	435	3,356

歳出予算補正の内容

- 1・1・1 1 一般管理費（管財課）・・・p25

特別旅費（行政視察延期によるもの） △560千円
- 2・1・1 1 積立金（管財課）・・・p25

二日市財産区積立金（事業費確定によるもの） 995千円

歳入予算補正の内容

- 3・1・1 繰越金（管財課）・・・p24

前年度繰越金（前年度繰越金確定によるもの） 435千円

(余白)

# 提案内容補足説明書

議案番号 第23号

総務部 管財課

議案名 令和7年度筑紫野市御笠財産区特別会計補正予算（第1号）について

（ 説 明 ）

1. 令和7年度筑紫野市御笠財産区特別会計補正予算（第1号）

（1）歳入歳出予算の補正

（単位：千円）

歳入歳出予算補正前の額	歳入歳出予算補正額	歳入歳出予算補正後の額
2,585	3,868	6,453

### 歳出予算補正の内容

1・1・2 1 財産管理費（管財課）・・・p32

育林事業等委託料（育林事業縮小によるもの） △627千円

御笠財産区積立金（前年度繰越金確定によるもの） 4,495千円

### 歳入予算補正の内容

1・2・2 利子及び配当金（管財課）・・・p31

配当金（配当金額確定によるもの） 508千円

2・1・1 造林補助金（管財課）・・・p31

造林補助金（育林事業縮小によるもの） △458千円

3・1・1 繰越金（管財課）・・・p31

前年度繰越金（前年度繰越金確定によるもの） 4,901千円

5・1・1 繰入金（管財課）・・・p31

基金繰入金（前年度繰越金確定によるもの） △1,083千円

(余白)

# 提案内容補足説明書

議案番号 第24号

総務部 管財課

議案名 令和7年度筑紫野市平等寺山財産区特別会計補正予算（第1号）  
について

（説明）

1. 令和7年度筑紫野市平等寺山財産区特別会計補正予算（第1号）

（1）歳入歳出予算の補正

（単位：千円）

歳入歳出予算補正前の額	歳入歳出予算補正額	歳入歳出予算補正後の額
44,296	10,486	54,782

## 歳出予算補正の内容

1・1・2 1 財産管理費（管財課）・・・p39

保険料（森林保険加入見送りによるもの） △381千円

育林事業等委託料（育林事業等委託料減によるもの） △897千円

2・1・1 1 積立金（管財課）・・・p39

平等寺山財産区積立金（前年度繰越金確定によるもの） 11,764千円

## 歳入予算補正の主な内容

1・1・1 生産物売払収入（管財課）・・・p38

立木売払収入（主伐売払収入増によるもの） 3,519千円

2・1・1 造林補助金（管財課）・・・p38

造林補助金（補助金増によるもの） 589千円

3・1・1 繰入金（管財課）・・・p38

基金繰入金（繰入金減によるもの） △2,991千円

4・1・1 繰越金（管財課）・・・p38

前年度繰越金（前年度繰越金確定によるもの） 9,001千円

(余白)

# 提案内容補足説明書

(NO1)

議案番号 第25号

環境経済部 上下水道料金総務課

議案名 令和7年度筑紫野市水道事業会計補正予算（第4号）について

(説明)

補正の概要

(1) 収益的収入及び支出

【収益的収入】 補正なし

【収益的支出】 補正なし

(2) 資本的収入及び支出

【資本的収入】

(単位：千円)

既決予定額	補正予定額	計
263,207	△19,403	243,804

■ 補正の内容

第1款 資本的収入 第1項 企業債 △18,200千円

第1目 企業債 △18,200千円

(起債借入額抑制による減)

第3項 負担金 △1,203千円

第1目 負担金 △1,203千円

(工事負担金の減)

【資本的支出】 補正なし

(3) 債務負担行為

【補正前】

事項	期間	限度額
水道情報システム クラウドサービス	令和7年12月～令和12年11月	33,861千円

【補正後】

事項	期間	限度額
水道情報システム クラウドサービス	令和7年12月～令和9年3月	9,030千円

## ■水道情報システムクラウドサービス利用契約

水道料金及び下水道使用料の調定や料金・使用料の請求等の事務を行うにあたり、本市基幹系システムと連携したクラウドサービスの利用契約が必要となります。今回の補正は、その基幹系のシステムサービス使用契約の期間にあわせ、当初5年間の期間から単年度毎の契約期間とし、その限度額についても見直すものです。

# 提案内容補足説明書

(NO1)

議案番号 第26号

環境経済部 上下水道料金総務課

議案名 令和7年度筑紫野市下水道事業会計補正予算(第3号)について

(説明)

補正の概要

(1) 収益的収入及び支出

【収益的収入】

(単位：千円)

既決予定額	補正予定額	計
2,350,690	46,922	2,397,612

■ 補正の内容

<u>第1款 下水道事業収益</u>	<u>第1項 営業収益</u>	22,000千円
	第1目 下水道使用料	22,000千円
	(令和7年度1月検針までの実績を反映)	
	<u>第3項 特別利益</u>	24,922千円
	第2目 過年度損益修正益	24,922千円
	(流域下水道維持管理負担金還付金の増)	
	※ 宝満川・宝満川上流流域分	
	令和6年度決算確定による	

【収益的支出】

(単位：千円)

既決予定額	補正予定額	計
2,130,168	30,774	2,160,942

■ 補正の内容

<u>第1款 下水道事業費用</u>	<u>第1項 営業費用</u>	24,800千円
	第3目 流域下水道維持管理負担金	24,800千円
	(汚水量増加に伴う負担金の増)	
	<u>第2項 営業外費用</u>	21,000千円
	第3目 消費税	21,000千円
	(消費税及び地方消費税納付額の増)	

# 提案内容補足説明書 継紙

(NO2)

第3項 特別損失 △15,026 千円

第2目 過年度損益修正損 △15,026 千円

(流域下水道維持管理負担金赤字負担金の減)

※ 御笠川那珂川流域分

令和6年度決算確定による

## (2) 資本的収入及び支出

### 【資本的収入】

(単位：千円)

既決予定額	補正予定額	計
716,608	△265,230	451,378

#### ■ 補正の内容

### 第1款 資本的収入

第1項 企業債 △193,600 千円

第1目 企業債 △193,600 千円

(起債充当工事・委託の減)

第2項 補助金 △71,630 千円

第1目 国庫補助金 △71,630 千円

(国庫補助金の減)

### 【資本的支出】

(単位：千円)

既決予定額	補正予定額	計
1,124,810	△287,154	837,656

#### ■ 補正の内容

### 第1款 資本的支出

第1項 建設改良費 △287,154 千円

第1目 公共下水道整備費 △171,300 千円

(工事・委託の減)

第2目 流域下水道建設負担金 △115,854 千円

(流域下水道建設負担金の減)

※ 福岡県が行う流域下水道事業の減による